

令和4年度

税務概要



千葉県印旛郡酒々井町

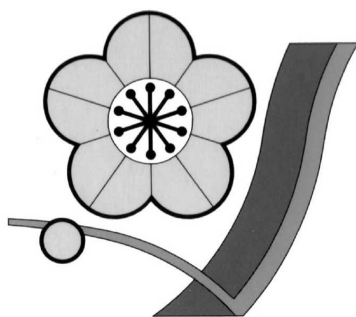
町民憲章

古い歴史と伝統をもつ新しい町酒々井町は、輝く太陽の下、清らかな水と豊かな緑に包まれたわたくしたちのふるさとです。

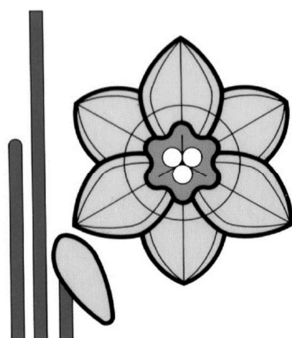
わたくしたちは、この素晴らしい自然を守りながら、文化の香り高い調和のとれた田園都市をつくりあげるために町民憲章を定めます。

- 一、わたくしたちは、歴史と文化を大切にし、自然を愛して美しいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、若い力を育て、働くことを喜び豊かなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、きまりを守り、他人を尊び明るいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、老人を敬い、子供を慈しみ温かいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、笑顔で接し、心の通う住みよいまちをつくりましょう。

昭和49年11月3日制定
令和2年2月22日改正



町の木「梅」
(昭和45年制定)



町の花「水仙」
(平成元年制定)



町の鳥「メジロ」
(平成6年制定)

目次

I 町の概要

1	沿革等	4
2	人口等の推移	4
3	行政組織図	5
4	一般会計歳入歳出決算及び町税負担額の推移	6
5	令和3年度一般会計歳入歳出決算	6
6	令和4年度一般会計歳入歳出予算	8

II 町税等の概要

1	租税体系図	1 1
2	税務事務概要	1 2
3	令和3年度町税決算（一般会計）	1 3
4	町税決算額の推移（一般会計）	1 4
5	町税税率の推移	1 6

III 税目別の概要

町民税

1	町民税のあらまし	2 5
	（1）個人町民税	2 5
	（2）法人町民税	3 1
2	個人町民税所得者区分別課税額の推移	3 3
3	個人町民税所得者区分別納税義務者数の推移	3 3
4	個人町民税所得者区分別総所得金額の推移	3 3
5	個人町民税納税義務者及び町民税額の推移	3 4
6	個人町民税の所得控除額の推移	3 5
7	令和4年度個人町民税の納税義務者等に関する調	3 6
8	個人町民税負担額の推移	3 6
9	令和4年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況	3 7
10	法人町民税現年課税分調定額の推移	3 8
11	令和3年度法人町民税現年課税分月別調定額	3 8
12	法人の設立状況（令和4年度）	3 8

固定資産税・都市計画税

1	固定資産税・都市計画税のあらまし	4 0
	（1）固定資産税	4 0
	（2）都市計画税	4 3
2	納税義務者数（現年課税分）の推移	4 3
3	土地の筆数及び家屋棟数（法定免税点以上）の推移	4 3
4	土地の概要に関する調	4 4
5	宅地に関する調（法定免税点以上）	4 6
6	家屋の概要に関する調	4 6
7	家屋の増減状況（現年課税分）の推移	4 7
8	都市計画税に関する調（法定免税点以上）	4 7
9	償却資産の価格等に関する調	4 8

10	国有資産等所在市町村交付金の状況	48
11	調定額（現年課税分・法定免税点以上）・収入済額の推移	49
12	固定資産基準地等価格一覧表	50
軽自動車税		
1	軽自動車税のあらまし	52
2	軽自動車税に関する調（定期分）	53
町たばこ税		
1	町たばこ税のあらまし	58
2	町たばこ税の推移	58
国民健康保険税		
1	国民健康保険税のあらまし	60
2	国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移	61
3	国民健康保険税決算額の推移	62
4	令和3年度国民健康保険税の決算状況	63
5	国民健康保険1人当たり医療費と保険税の推移	63

IV 徴収の概要

1	町税の口座振替状況調	65
2	町税の口座振替納付状況調	65
3	督促状発送状況の推移	65
4	不納欠損額の推移	66
5	滞納繰越収納状況の推移	67
6	令和4年度納期一覧表	68

V その他

1	税務証明書等の取扱件数	70
2	町税徴収経費の推移（一般会計）	70

I 町の概要

1 沿革等

(1) 沿革

中世室町時代に下総の国を統治した千葉氏が本佐倉城を築城し、以後約百年にわたり、政治、経済の中心として栄えました。その後、江戸時代には成田参詣の宿場町としてにぎわい、明治22年の町村制の施行で近隣16か町村が合併し、戸数720戸、人口3,644人の酒々井町が誕生しました。

以来 着実な歩みを続け、昭和50年代には、大規模な住宅開発に伴う急激な人口増加により、それまでの農業中心の町から都市機能を備えた住宅都市へと変貌し、人口2万人を超える町へと発展しました。

(2) 位置

千葉県北部・北総台地のほぼ中央にあって都心からおよそ50キロメートル・成田国際空港から西へおよそ10キロメートルに位置しています。北東は門前町と空港の成田市や富里市と接し、南西は城下町の佐倉市や八街市と接しています。また印旛沼が西に隣接しており、一年を通じて温暖な気候となっています。

方位	東経	方位	北緯
極東	140度18分	極南	35度42分
極西	140度14分	極北	35度45分

(3) 交通

【鉄道】 JR成田線酒々井駅、JR総武本線南酒々井駅、京成電鉄京成酒々井駅・宗吾参道駅の3線4駅があり、都心や成田国際空港等と結ばれています。

【道路】 酒々井インターチェンジ・国道51号・国道296号や、主要地方道成東酒々井線・富里酒々井線・県道宗吾酒々井線があり、県東部、千葉市及び東京方面を結んでいます。

(4) 土地利用

東西4.2キロメートル、南北6.2キロメートルで町の面積は19.01平方キロメートルです。首都圏近郊整備地帯に属し、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を基本に、早くから計画的な土地利用を進めています。

(5) 町名の由来（酒の井伝説）

年老いた父親とその孝行息子の話。ある日、酒が何よりの楽しみの父親に酒を買って帰るお金がなく、途方にくれて歩いていると酒の香りのする井戸を見つけるといふ、所謂「養老伝説」が町名の由来であり、今も酒の井戸のあったと言われる場所には「酒の井」の碑が残されています。また、町内には有名な酒蔵もあり、酒造りにも適した豊かで良質な水が町の自慢でもあります。

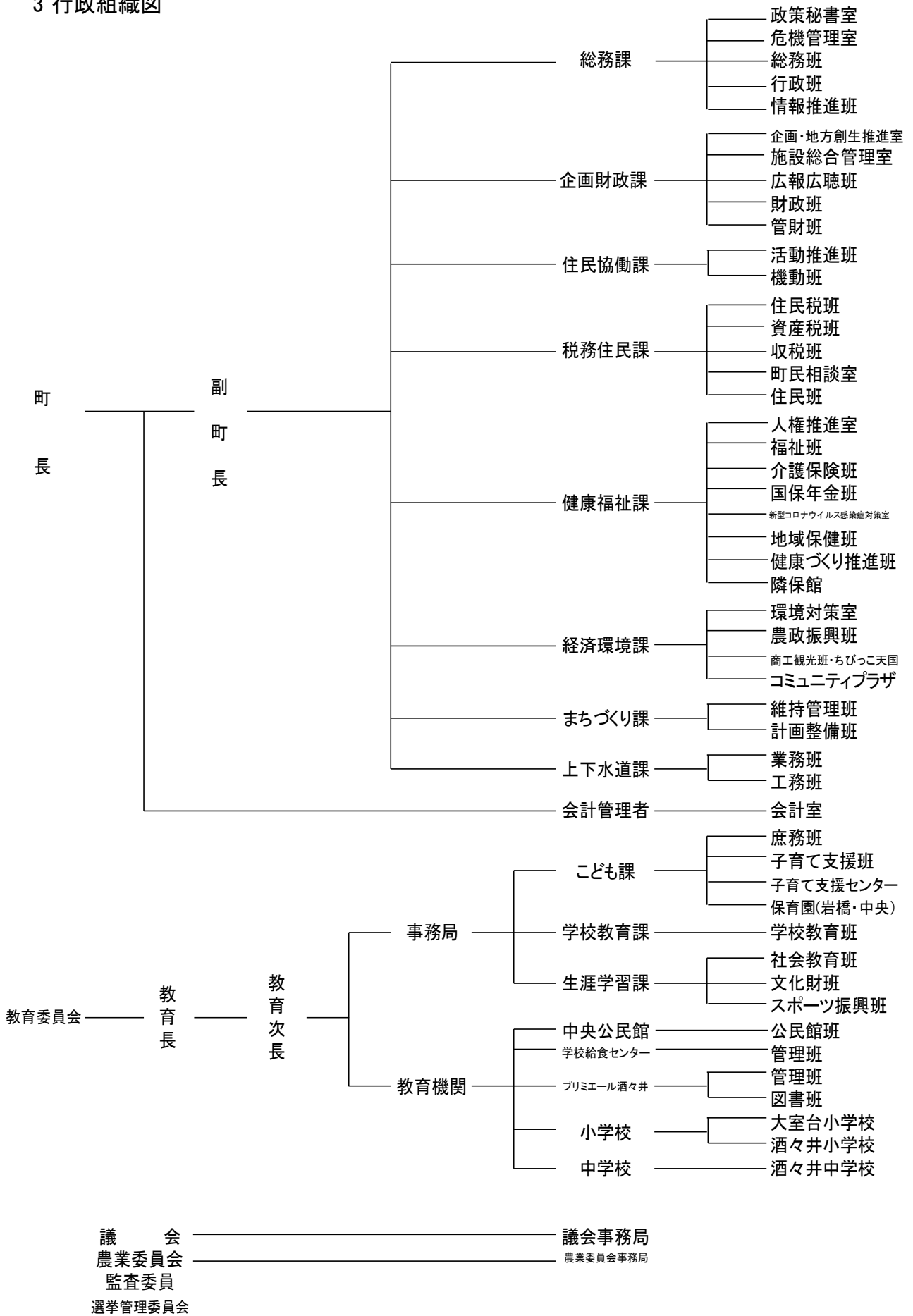
2 人口等の推移

(単位：人，%)

区分	年	30		元		2		3		4	
		人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比
人口	男	10,406	98.8	10,340	99.4	10,268	99.3	10,262	99.9	10,188	99.3
	女	10,548	99.6	10,490	99.5	10,455	99.7	10,397	99.4	10,272	98.8
	計	20,954	99.2	20,830	99.4	20,723	99.5	20,659	99.7	20,460	99.0
世帯数		9,727	101.0	9,821	101.0	9,826	100.1	9,881	100.6	9,840	99.6
一世帯当たり人口		2.15	98.2	2.12	98.5	2.11	99.4	2.09	99.1	2.08	99.4
10km ² 当たり人口密度		11.02	99.2	10.96	99.4	10.90	99.5	10.87	99.7	10.76	99.0

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

3 行政組織図



4 一般会計歳入歳出決算及町税負担額の推移

(単位：円，%)

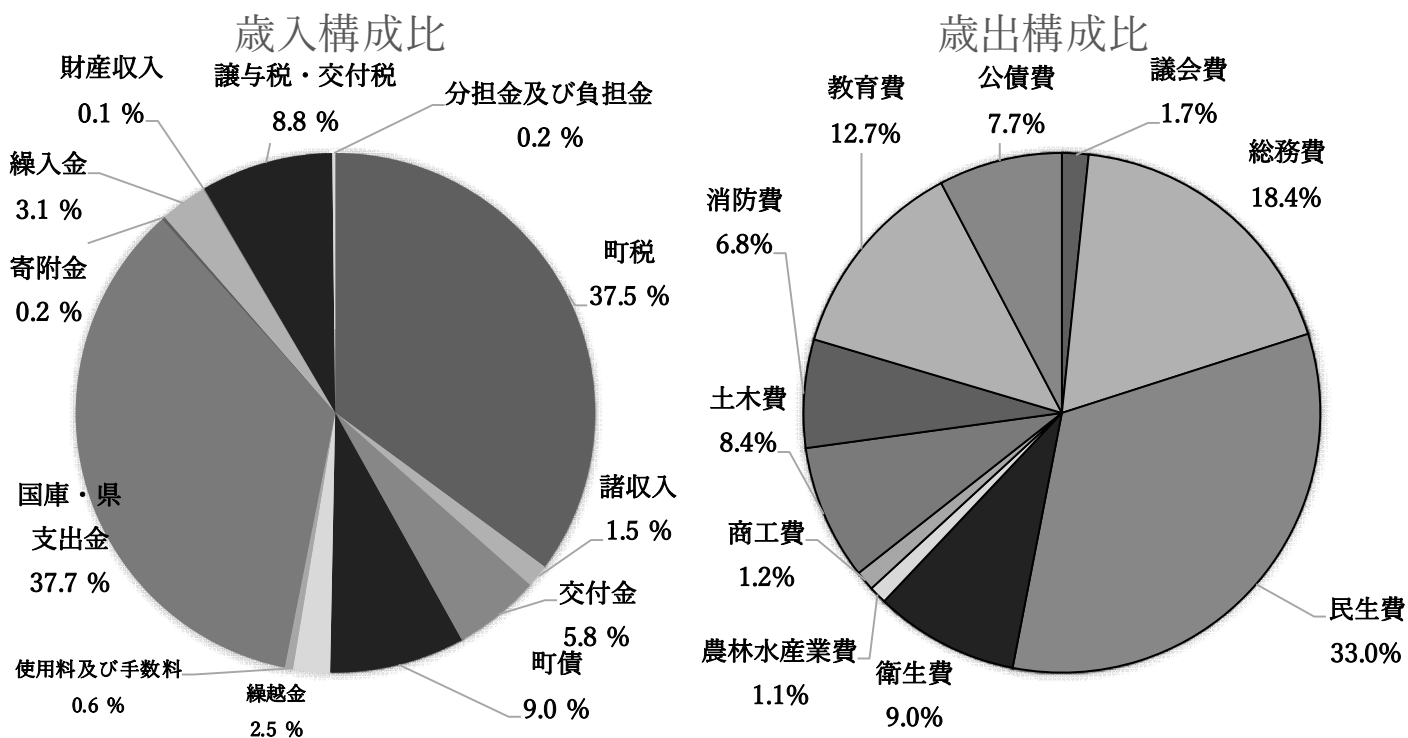
区分		年度		
		30	元	2
一般会計	歳入総額	6,938,266,970	7,200,432,821	9,890,041,028
	歳出総額	6,236,574,784	6,764,203,007	9,552,083,968
町税総額		3,032,271,543	3,016,943,843	3,055,949,584
歳入総額に占める町税総額の割合		43.70	41.90	30.90
町税負担額	一人当たり	144,711	144,836	147,467
	一世帯当たり	311,738	307,193	311,006
歳出額	一人当たり	297,632	324,734	460,941
	一世帯当たり	641,161	688,749	972,123
区分		年度		
		3	4	
一般会計	歳入総額	7,725,752,145	6,440,122,000	
	歳出総額	7,295,890,189	6,501,486,000	
町税総額		2,900,923,304	2,763,638,000	
歳入総額に占める町税総額の割合		37.55	42.91	
町税負担額	一人当たり	140,419	135,075	
	一世帯当たり	293,586	280,858	
歳出額	一人当たり	353,158	317,766	
	一世帯当たり	738,376	660,720	

資料：歳入歳出決算書（最新年度は当初予算）

5 令和3年度一般会計歳入歳出決算

(単位：円，%)

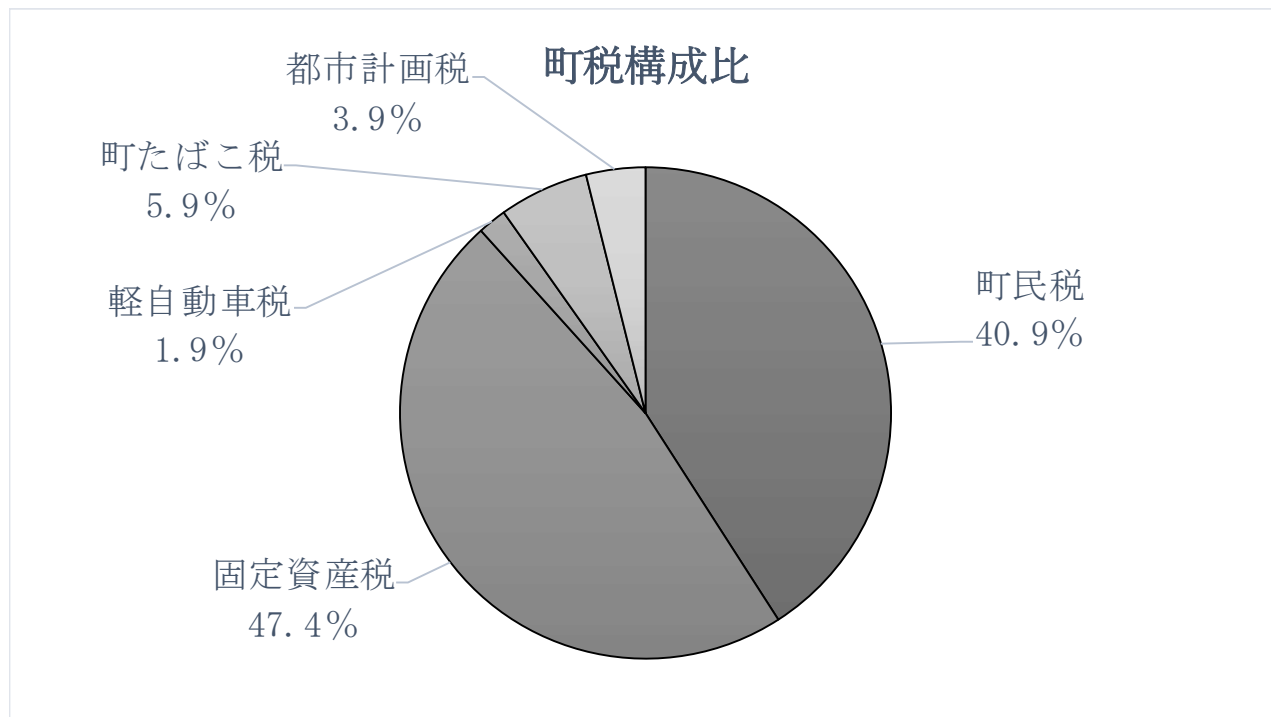
歳入			歳出			
款別	決算額	構成比	款別	決算額	構成比	
町税	2,900,923,304	37.5	議会費	120,394,446	1.7	
地方譲与税	62,946,000	0.8	総務費	1,343,865,514	18.4	
利子割交付金	1,752,000	0.0	民生費	2,405,678,861	33.0	
配当割交付金	18,083,000	0.2	衛生費	657,067,049	9.0	
株式等譲渡所得割交付金	22,790,000	0.1	農林水産業費	81,481,985	1.1	
地方消費税交付金	469,060,000	4.3	商工費	89,375,356	1.2	
自動車取得税交付金	59	0.0	土木費	615,154,667	8.4	
地方特例交付金	33,867,000	0.4	消防費	493,872,779	6.8	
地方交付税	1,079,054,000	14.0	教育費	926,677,293	12.7	
交通安全対策特別交付金	2,909,000	0.0	公債費	562,322,239	7.7	
分担金及び負担金	18,538,380	0.2	/			
使用料及び手数料	43,108,758	0.6				
国庫支出金	1,337,866,984	17.3				
県支出金	416,693,587	5.4				
財産収入	6,974,915	0.1				
寄附金	17,673,000	0.2				
繰入金	241,459,326	3.1				
繰越金	190,253,000	2.5				
諸収入	118,394,187	1.5				
町債	693,258,000	9.0				
環境性能割交付金	8,018,645	0.1				
法人事業税交付金	42,129,000	0.5				
歳入合計	7,725,752,145	100.0		歳出合計	7,295,890,189	100.0



■町税の税目別歳入決算

(単位：円，%)

税目	決算額	構成比	税目	決算額	構成比
町民税	1,186,423,201	40.9	町たばこ税	171,735,541	5.9
固定資産税	1,374,873,786	47.4	都市計画税	113,380,482	3.9
軽自動車税	54,510,294	1.9	合計	2,900,923,304	100.0

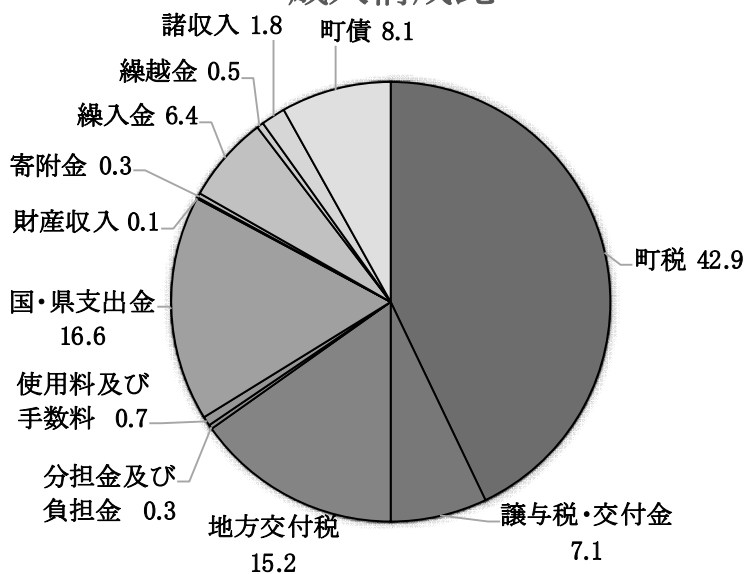


6 令和4年度一般会計歳入歳出予算（当初予算）

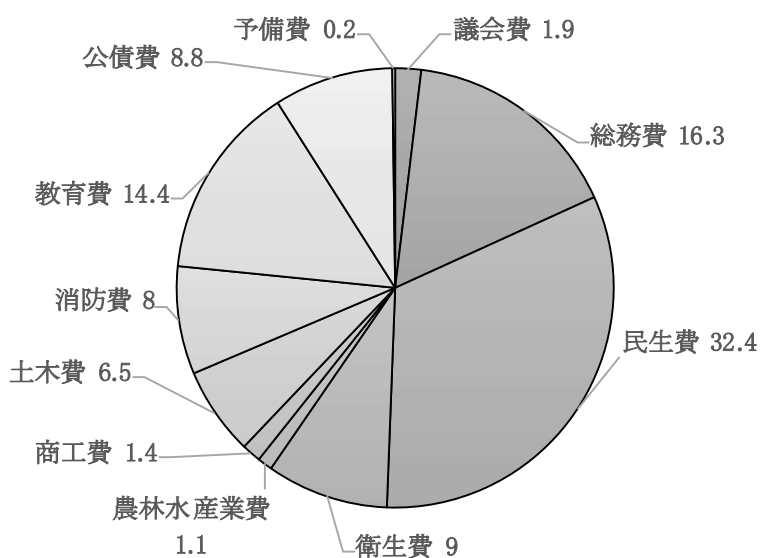
（単位：千円，％）

歳入			歳出		
款別	予算額	構成比	款別	予算額	構成比
町税	2,763,638	42.9	議会費	121,799	1.9
地方譲与税	63,930	1.0	総務費	1,048,660	16.3
利子割交付金	2,000	0.0	民生費	2,087,302	32.4
配当割交付金	13,000	0.2	衛生費	581,183	9.0
株式等譲渡所得割交付金	15,200	0.2	農林水産業費	72,940	1.1
法人事業税交付金	35,400	0.5	商工費	90,443	1.4
地方消費税交付金	313,200	4.9	土木費	417,965	6.5
環境性能割交付金	9,600	0.1	消防費	517,787	8.0
地方特例交付金	13,900	0.2	教育費	926,756	14.4
地方交付税	978,004	15.2	公債費	565,287	8.8
交通安全対策特別交付金	2,900	0.0	予備費	10,000	0.2
分担金及び負担金	18,344	0.3			
使用料及び手数料	46,147	0.7			
国庫支出金	634,657	9.9			
県支出金	429,084	6.7			
財産収入	7,082	0.1			
寄附金	17,002	0.3			
繰入金	413,849	6.4			
繰越金	30,000	0.5			
諸収入	114,625	1.8			
町債	518,560	8.1			
歳入合計	6,440,122	100.0	歳出合計	6,440,122	100.0

歳入構成比



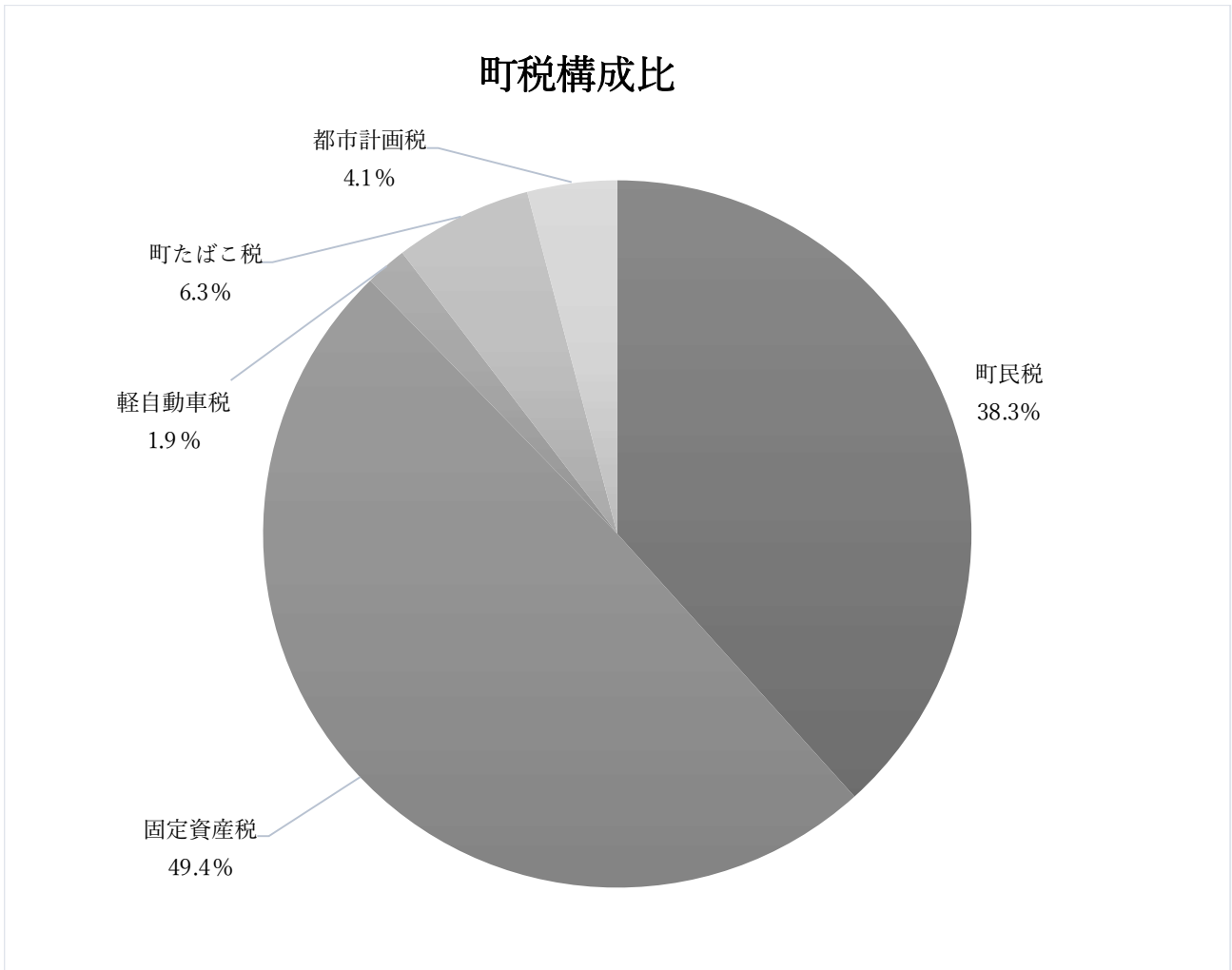
歳出構成比



■町税の税目別歳入予算

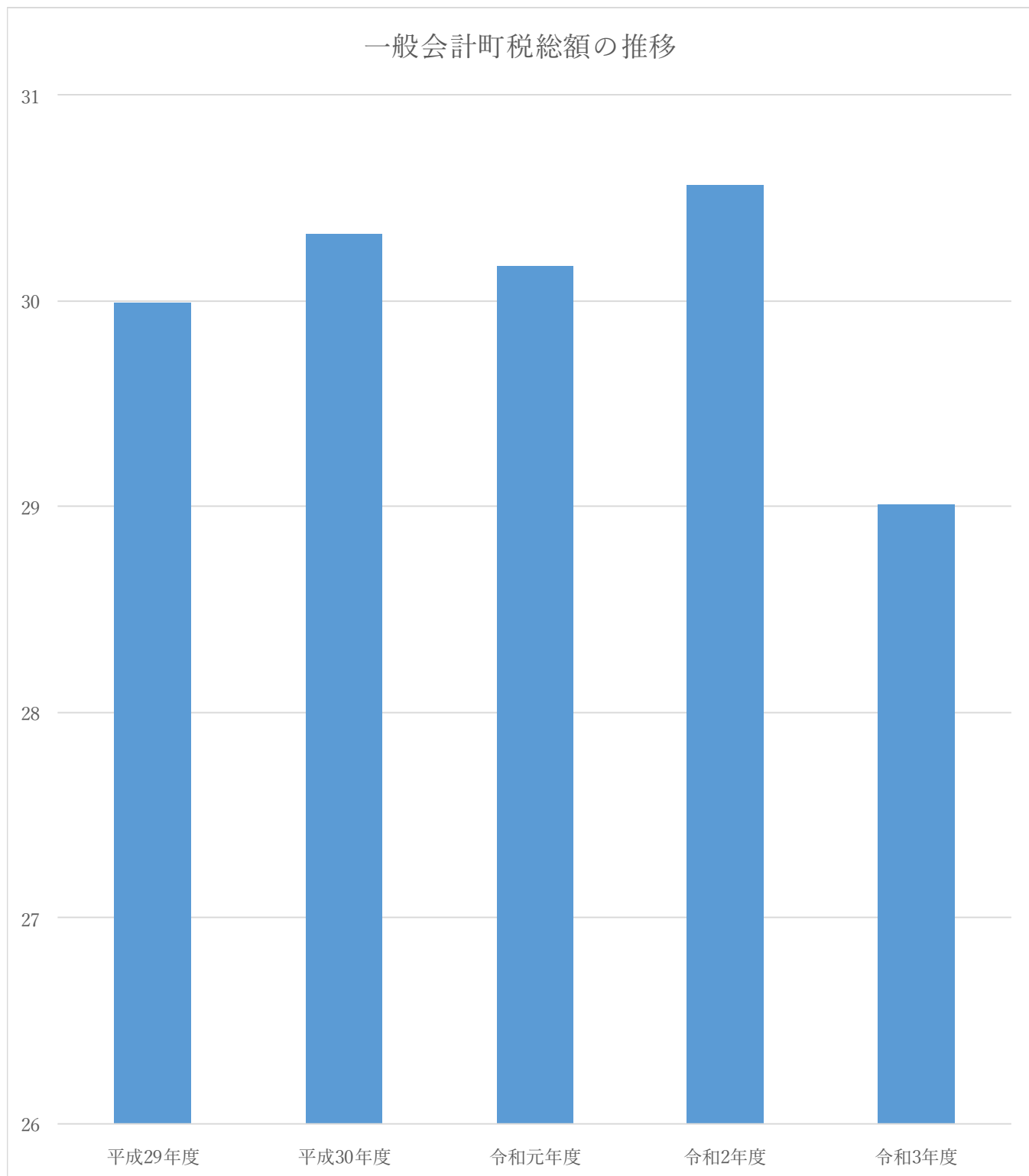
(単位：千円，%)

税目	予算額	構成比	税目	予算額	構成比
町民税	1,058,989	38.3	町たばこ税	175,067	6.3
固定資産税	1,363,700	49.4	都市計画税	112,923	4.1
軽自動車税	52,959	1.9	合計	2,763,638	100.0

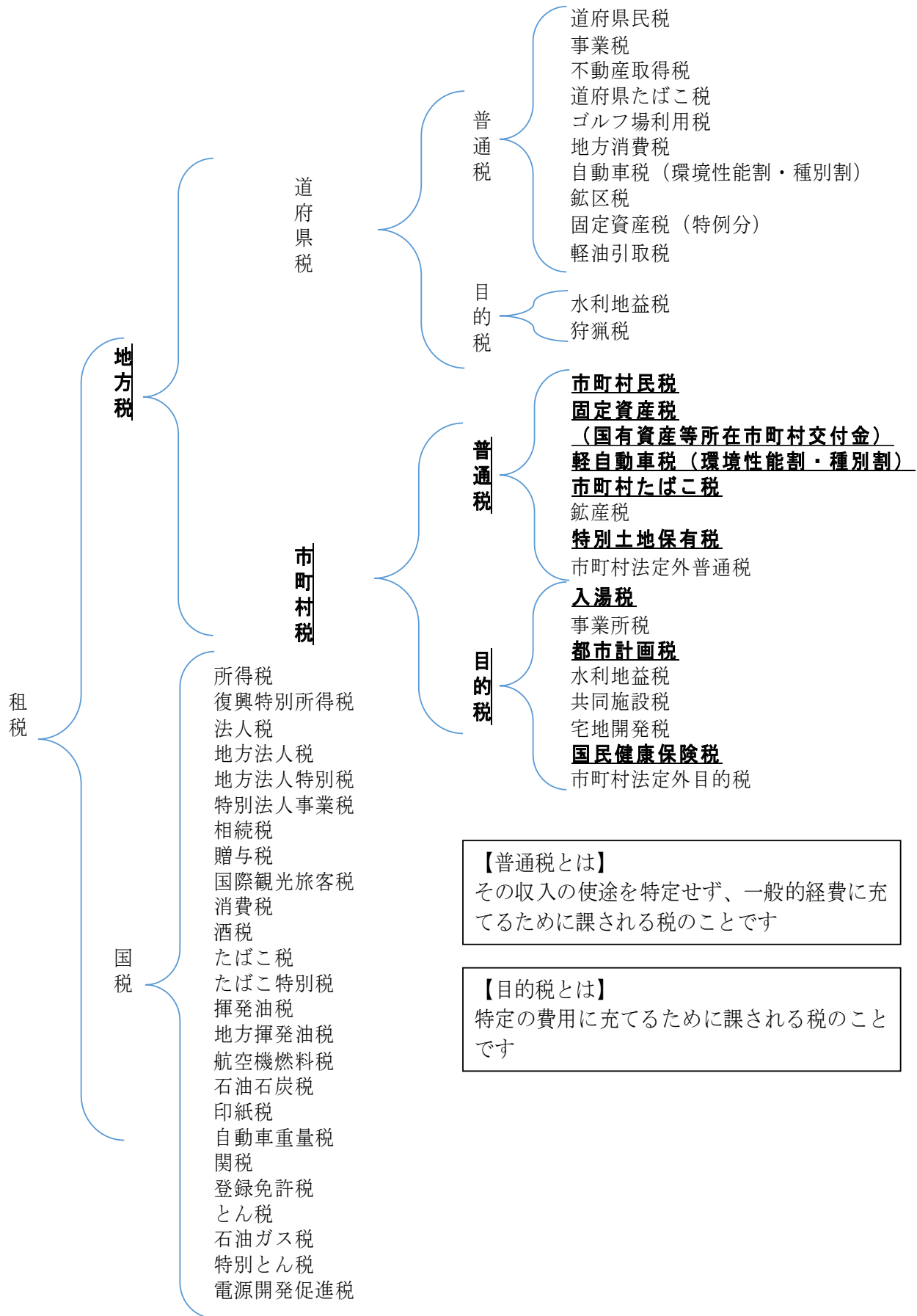


Ⅱ 町税等の概要

(単位：億円)



1 租税体系図



【普通税とは】
その収入の用途を特定せず、一般的経費に充てるために課される税のことです

【目的税とは】
特定の費用に充てるために課される税のことです

2 税務事務概要

(1) 税務住民課事務分掌

住民税班	個人町民税の申告及び賦課に関すること
	軽自動車税の賦課に関すること
	町たばこ税の賦課に関すること
	国民健康保険税の賦課に関すること
	法人町民税に関すること
	国税及び県税に関すること
資産税班	固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること
	固定資産の実地調査及び評価に関すること
	国有資産等所在市町村交付金に関すること
	公簿の閲覧及び固定資産の証明に関すること
収税班	町税の徴収に関すること
	納税督促・催告に関すること
	滞納処分に関すること
	納税口座振替に関すること
	収納委託及び受託に関すること
	納税思想の普及に関すること
	納税の証明に関すること
	千葉県滞納整理推進機構に関すること

(2) 職員数等（4月1日現在）

年度	課長	班	職						計
			主幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	
30	1								
		住民税班		1		1	1	1	4
		資産税班	1	1		1		1	4
		収税班		2		1		1	4
		計	1	4	0	3	1	3	12
元	1		主幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	計
		住民税班		1			2	1	4
		資産税班	1	1			1	1	4
		収税班		2		2			4
		計	1	4	0	2	3	2	12
2	1		主幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	計
		住民税班		1			2	1	4
		資産税班	1		1		1	1	4
		収税班		2		2			4
		計	1	3	1	2	3	2	12
3	1		主幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	計
		住民税班		1			2	1	4
		資産税班	1		1		1	1	4
		収税班		2		3			5
		計	1	3	1	3	3	2	13
4	1		主幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	計
		住民税班			1		2	1	4
		資産税班	1	1		1	2		5
		収税班		2		2		1	5
		計	1	3	1	3	4	2	14

3 令和3年度町税決算（一般会計）

（単位：円，％）

税目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	令和2年度 収納率	令和元年度 収納率
町民税	1,155,289,000	1,245,474,614	1,186,423,201	3,147,026	55,904,387	95.26	95.08	94.75
個人現年課税分	1,003,412,000	1,034,416,279	1,021,499,453	0	12,916,826	98.75	98.62	98.35
個人滞納繰越分	13,888,000	59,842,654	16,376,248	3,017,926	40,448,480	27.37	28.83	22.84
計	1,017,300,000	1,094,258,933	1,037,875,701	3,017,926	53,365,306	94.85	94.55	93.85
法人現年課税分	137,689,000	146,920,300	146,338,200	0	582,100	99.60	98.87	99.57
法人滞納繰越分	300,000	4,295,381	2,209,300	129,100	1,956,981	51.43	18.58	16.24
計	137,989,000	151,215,681	148,547,500	129,100	2,539,081	98.24	97.91	98.87
固定資産税	1,354,413,000	1,414,635,492	1,374,873,786	968,481	38,793,225	97.19	96.83	96.40
現年課税分	1,338,286,000	1,365,471,500	1,353,651,515	29,556	11,790,429	99.13	98.92	98.67
滞納繰越分	11,754,000	44,790,592	16,848,871	938,925	27,002,796	37.62	37.22	40.79
計	1,350,040,000	1,410,262,092	1,370,500,386	968,481	38,793,225	97.18	96.82	96.39
国有資産交付金	4,373,000	4,373,400	4,373,400	0	0	100.00	100.00	100.00
軽自動車税	49,978,000	58,306,657	54,510,294	308,485	3,487,878	93.49	92.88	92.06
種別割（現年課税分）	47,458,000	51,915,200	50,950,740	0	964,460	98.14	97.83	96.88
種別割（滞納繰越分）	340,000	1,091,400	325,646	0	765,754	29.84	-	-
環境性能割（現年課税分）	1,813,000	2,628,900	2,628,900	0	0	100.00	100.00	100.00
滞納繰越分	367,000	2,671,157	605,008	308,485	1,757,664	22.65	23.56	23.27
町たばこ税	159,377,000	171,735,541	171,735,541	0	0	100.00	100.00	100.00
都市計画税	115,002,000	119,562,084	115,659,085	81,919	3,821,080	96.74	96.74	96.36
現年課税分	113,552,000	115,329,800	114,089,107	2,444	1,238,249	98.92	98.92	98.67
滞納繰越分	1,450,000	4,232,284	1,569,978	79,475	2,582,831	37.10	37.10	40.70
合計	2,834,059,000	3,009,714,388	2,903,201,907	4,505,911	102,006,570	96.46	96.17	95.80
現年課税分 合計	2,805,960,000	2,892,790,920	2,865,266,856	32,000	27,492,064	99.05	98.85	98.68
滞納繰越分 合計	28,099,000	116,923,468	37,935,051	4,473,911	74,514,506	32.44	32.02	30.85

4 町税決算額の推移（一般会計）

（単位：千円，％）

年度		平成29年度				平成30年度				令和元年度				
税目	区分	調定額	収入済額	収納率	前年比	調定額	収入済額	収納率	前年比	調定額	収入済額	収納率	前年比	
町民税	個人	現年	1,076,911	1,060,893	98.5	102.3	1,086,857	1,071,834	98.6	101	1,072,281	1,054,560	98.3	98.4
		滞繰	83,515	21,869	26.2	81.6	73,530	17,187	23.4	78.6	67,898	15,508	22.8	90.2
		計	1,160,426	1,082,762	93.3	101.7	1,160,387	1,089,021	93.8	100.6	1,140,179	1,070,068	93.9	98.3
	法人	現年	254,785	253,857	99.6	105.2	299,488	298,883	99.8	117.7	247,302	246,246	99.6	82.4
		滞繰	4,412	2,555	57.9	456.3	2,626	885	33.7	34.6	2,113	343	16.2	38.8
		計	259,197	256,412	98.9	106.0	302,114	299,768	99.2	116.9	249,415	246,589	98.9	82.3
	計	1,419,623	1,339,174	94.3	102.5	1,462,501	1,388,789	95.0	103.7	1,389,594	1,316,657	94.8	94.8	
	固定資産税	現年	1,320,288	1,305,682	98.9	100.7	1,314,125	1,292,156	98.3	99	1,358,773	1,340,703	98.7	103.8
			滞繰	50,849	14,686	28.9	90.3	49,245	14,204	28.8	96.7	55,736	22,737	40.8
計			1,371,137	1,320,368	96.3	100.5	1,363,370	1,306,360	95.8	98.9	1,414,509	1,363,440	96.4	104.4
交付金		現年	4,643	4,643	100.0	100.0	4,643	4,643	100.0	100	4,446	4,446	100.0	95.8
計		1,375,780	1,325,011	96.3	100.5	1,368,013	1,311,003	95.8	98.9	1,418,956	1,367,887	96.4	104.3	
軽自動車税	現年	42,939	41,697	97.1	105.5	45,651	44,286	97.0	106.2	47,648	46,188	96.9	104.3	
	滞繰	3,307	870	26.3	111.3	3,233	1,013	31.3	116.4	3,374	785	23.3	77.5	
	計	46,246	42,567	92.0	105.6	48,884	45,299	92.7	106.4	51,022	46,973	92.1	103.7	
町たばこ税	現年	179,463	179,463	100.0	99.9	176,620	176,620	100.0	98.4	170,868	170,868	100.0	96.7	
都市計画税	現年	113,046	111,795	98.9	101.4	111,207	109,348	98.3	97.8	114,149	112,631	98.7	103	
	滞繰	4,326	1,249	28.9	89.4	4,197	1,212	28.9	97	4,737	1,928	40.7	159.1	
	計	117,372	113,044	96.3	101.3	115,404	110,560	95.8	97.8	118,886	114,559	96.4	103.6	
合計	現年課税分	2,992,075	2,958,030	98.9	101.7	3,038,591	2,997,770	98.7	101.3	3,015,467	2,975,642	98.7	99.3	
	滞納繰越分	146,409	41,229	28.2	90.0	132,831	34,501	26.0	83.7	133,858	41,302	30.9	119.7	
	計	3,138,484	2,999,259	95.6	101.5	3,171,422	3,032,271	95.6	101.1	3,149,325	3,016,944	95.8	99.5	

つづき

(単位：千円，%)

年度		令和2年度				令和3年度				
税目	区分	調定額	収入済額	収納率	前年比	調定額	収入済額	収納率	前年比	
町民税	個人	現年	1,085,165	1,070,217	98.6	101.5	1,034,416	1,021,500	98.8	95.4
		滞繰	67,184	19,366	28.8	124.9	59,843	16,376	27.4	84.6
		計	1,152,349	1,089,583	94.6	101.8	1,094,259	1,037,876	94.8	95.3
	法人	現年	213,556	211,135	98.9	85.7	146,921	146,338	99.6	69.3
		滞繰	2,586	481	18.6	140.2	4,295	2,209	51.4	459.3
		計	216,142	211,616	97.9	85.8	151,216	148,547	98.2	70.2
計	1,368,491	1,301,199	95.1	98.8	1,245,475	1,186,423	95.3	91.2		
固定資産税	現年	現年	1,415,948	1,400,716	98.9	104.5	1,365,471	1,353,652	99.1	96.6
		滞繰	49,936	18,588	37.2	81.8	44,791	16,849	37.6	90.6
		計	1,465,884	1,419,304	96.8	104.1	1,410,262	1,370,501	97.2	96.6
	交付金	現年	4,373	4,373	100.0	98.3	4,373	4,373	100.0	100.0
		計	1,470,257	1,423,677	96.8	104.1	1,414,635	1,374,874	97.2	96.6
軽自動車税	現年	52,170	51,080	97.9	110.6	54,544	53,580	98.2	104.9	
	滞繰	3,784	892	23.6	113.6	3,763	930	24.7	104.3	
	計	55,954	51,972	92.9	110.6	58,307	54,510	93.5	104.9	
町たばこ税	現年	163,443	163,443	100.0	95.7	171,735	171,735	100.0	105.1	
都市計画税	現年	115,330	114,089	98.9	101.3	115,330	114,089	98.9	100.0	
	滞繰	4,232	1,570	37.1	81.4	4,232	1,570	37.1	100.0	
	計	119,562	115,659	96.7	101.0	119,562	115,659	96.7	100.0	
合計	現年課税分	3,049,985	3,015,053	98.9	101.3	2,892,790	2,865,267	99.0	95.0	
	滞納繰越分	127,722	40,897	32.0	99.0	116,924	37,934	32.4	92.8	
	計	3,177,707	3,055,950	96.2	101.3	3,009,714	2,903,201	96.5	95.0	

資料：決算統計書

5 町税税率の推移

区分		年度	21	22																												
町民税	個人	均等割	町民税3,000円 県民税1,000円																													
		所得割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">平成19年度～</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町民税</td> <td style="text-align: center;">6%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県民税</td> <td style="text-align: center;">4%</td> </tr> </table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																				
	平成19年度～																															
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																																
町民税	6%																															
県民税	4%																															
法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	1億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	3,000,000円
資本金の金額	従業者数	税 額																														
1,000万円以下	50人以下	50,000円																														
	50人超	120,000円																														
1,000万円を超え	50人以下	130,000円																														
	50人超	150,000円																														
1億円以下の金額	50人以下	160,000円																														
	50人超	400,000円																														
1億円を超える金額	50人以下	410,000円																														
	50人超	1,750,000円																														
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																														
	50人超	3,000,000円																														
	法人税割	12.3%																														
固定資産税		1.40%	免税点 { <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>土地</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </table>		土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																						
土地	300,000円																															
家屋	200,000円																															
償却資産	1,500,000円																															
軽自動車	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 </td> </tr> </table>				原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円																										
原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円																															
町たばこ税	千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)	千本につき4,618円 (旧3級品千本につき2,190円)																														
特別土地保有税	課税停止																															
都市計画税	0.20%																															
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%																													
		資産割	25.0%																													
		均等割	23,000円																													
		平等割	31,200円																													
		限度額	470,000円																													
	後期高齢者支拂金	所得割	2.70%																													
		均等割	6,400円																													
		限度額	120,000円																													
	介護保険料	所得割	1.40%																													
		均等割	13,000円																													
	限度額	90,000円																														

区分		年度	23	24																									
町民税	個人	均等割	町民税3,000円 県民税1,000円																										
		所得割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">町民税</td><td style="text-align: center;">6%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県民税</td><td style="text-align: center;">4%</td></tr> </table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																	
	平成19年度～																												
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																													
町民税	6%																												
県民税	4%																												
法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え 1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億 円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額 10億円を超え50億 円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>		資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額 10億円を超え50億 円以下の金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円
資本金の金額	従業者数	税 額																											
1,000万円以下	50人以下	50,000円																											
	50人超	120,000円																											
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円																											
	50人超	150,000円																											
1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円																											
	50人超	400,000円																											
10億円を超える金額 10億円を超え50億 円以下の金額	50人以下	410,000円																											
	50人超	1,750,000円																											
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																											
	法人税割	12.3%																											
固定資産税		1.40%	免税点 { 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																										
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円																										
町たばこ税		千本につき4,618円 (旧3級品千本につき2,190円)																											
特別土地保有税		課税停止																											
都市計画税		0.20%																											
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%																										
		資産割	25.0%																										
		均等割	23,000円																										
		平等割	31,200円																										
		限度額	470,000円																										
		後期高齢者支援金	所得割	2.70%																									
	均等割		6,400円																										
	限度額		120,000円																										
	介護保険納付額	所得割	1.40%																										
均等割		13,000円																											
	限度額	90,000円																											

区分		年度	25	26																										
町 民 税	個人	均等割	町民税3,000円 県民税1,000円	町民税3,500円 県民税1,500円 ※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています																										
		所得割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">町民税</td><td style="text-align: center;">6%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県民税</td><td style="text-align: center;">4%</td></tr> </table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																		
	平成19年度～																													
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																													
町民税	6%																													
県民税	4%																													
法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え 1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億 円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円
		資本金の金額	従業者数	税 額																										
		1,000万円以下	50人以下	50,000円																										
			50人超	120,000円																										
		1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円																										
			50人超	150,000円																										
		1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円																										
			50人超	400,000円																										
		10億円を超える金額	50人以下	410,000円																										
50人超	1,750,000円																													
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																												
法人税割	12.3%																													
固定資産税		1.40%	免税点 { 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																											
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円																											
町たばこ税		千本につき5,262円 (旧3級品千本につき2,495円)																												
特別土地保有税		課税停止																												
都市計画税		0.20%																												
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%																											
		資産割	25.0%																											
		均等割	23,000円																											
		平等割	31,200円																											
	限度額	470,000円																												
	後期高齢者支援金	所得割	2.70%																											
		均等割	6,400円																											
		限度額	120,000円																											
	介護保険納付額	所得割	1.40%																											
均等割		13,000円																												
限度額	90,000円																													

区分		年度	27																									
町民税	個人	均等割	町民税3,500円 県民税1,500円 ※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています																									
		所得割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">町民税</td><td style="text-align: center;">6%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県民税</td><td style="text-align: center;">4%</td></tr> </table>	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																	
	平成19年度～																											
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																											
町民税	6%																											
県民税	4%																											
法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え 1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億 円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額 10億円を超え50億 円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額 10億円を超え50億 円以下の金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円
	資本金の金額	従業者数	税 額																									
1,000万円以下	50人以下	50,000円																										
	50人超	120,000円																										
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円																										
	50人超	150,000円																										
1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円																										
	50人超	400,000円																										
10億円を超える金額 10億円を超え50億 円以下の金額	50人以下	410,000円																										
	50人超	1,750,000円																										
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																										
法人税割	12.3% ※平成26年10月以降 9.7%																											
固定資産税	1.40%	免税点	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>	土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																			
土地	300,000円																											
家屋	200,000円																											
償却資産	1,500,000円																											
軽自動車	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円 </td> <td style="width: 50%;"> 軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 (3,900円) 四輪 貨物 営業用 3,000円 (3,800円) 自家用 4,000円 (5,000円) 乗用 営業用 5,500円 (6,900円) 自家用 7,200円 (10,800円) ※()は、平成27年4月1日以降に最初(新車)の新規検査をした車両のみに適用 </td> </tr> </table>	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 (3,900円) 四輪 貨物 営業用 3,000円 (3,800円) 自家用 4,000円 (5,000円) 乗用 営業用 5,500円 (6,900円) 自家用 7,200円 (10,800円) ※()は、平成27年4月1日以降に最初(新車)の新規検査をした車両のみに適用																									
原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 (3,900円) 四輪 貨物 営業用 3,000円 (3,800円) 自家用 4,000円 (5,000円) 乗用 営業用 5,500円 (6,900円) 自家用 7,200円 (10,800円) ※()は、平成27年4月1日以降に最初(新車)の新規検査をした車両のみに適用																											
町たばこ税	千本につき5,262円 (旧3級品千本につき2,495円)																											
特別土地保有税	課税停止																											
都市計画税	0.20%																											
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%																									
		資産割	25.0%																									
		均等割	23,000円																									
	後期高齢者支援金	平等割	31,200円																									
		限度額	470,000円																									
		所得割	2.70%																									
	介護保険納付額	均等割	6,400円																									
		限度額	120,000円																									
		所得割	1.40%																									
	均等割	13,000円																										
	限度額	90,000円																										

区分		年度	28	29																										
町民税	個人	均等割	町民税3,500円 県民税1,500円 ※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています																											
		所得割	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr> </table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																		
	平成19年度～																													
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																													
町民税	6%																													
県民税	4%																													
法人	均等割	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超える金額	50人超	3,000,000円
		資本金の金額	従業者数	税 額																										
		1,000万円以下	50人以下	50,000円																										
			50人超	120,000円																										
		1,000万円を超え	50人以下	130,000円																										
			50人超	150,000円																										
		1億円以下の金額	50人以下	160,000円																										
			50人超	400,000円																										
		1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	410,000円																										
			50人超	1,750,000円																										
10億円を超える金額	50人超	3,000,000円																												
	法人税割	9.7%																												
固定資産税	1.40%	免税点 { <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>		土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																					
土地	300,000円																													
家屋	200,000円																													
償却資産	1,500,000円																													
軽自動車	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 50cc以下 3,700円 小型特殊自動車 農耕用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円	軽自動車 二輪 3,600円 三輪 3,900円 (3,100円) 四輪 貨物 営業用 3,800円 (3,000円) 自家用 5,000円 (4,000円) 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) 自家用 10,800円 (7,200円) ※()は、平成27年3月31日以前に最初(新車)の新規検査をした車両に適用(重課車両は除く) ※平成28年度から適用される重課・軽課については、「軽自動車税のあらまし(52ページ)」を参照																												
町たばこ税	千本につき5,262円 (旧3級品千本につき2,925円)																													
特別土地保有税	課税停止																													
都市計画税	0.20%																													
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%																											
		資産割	25.0%																											
		均等割	23,000円																											
		平等割	31,200円																											
		限度額	470,000円																											
	後期高齢者支援金	所得割	2.70%																											
		均等割	6,400円																											
		限度額	120,000円																											
	介護保険納付金課税額	所得割	1.40%																											
		均等割	13,000円																											
	限度額	90,000円																												

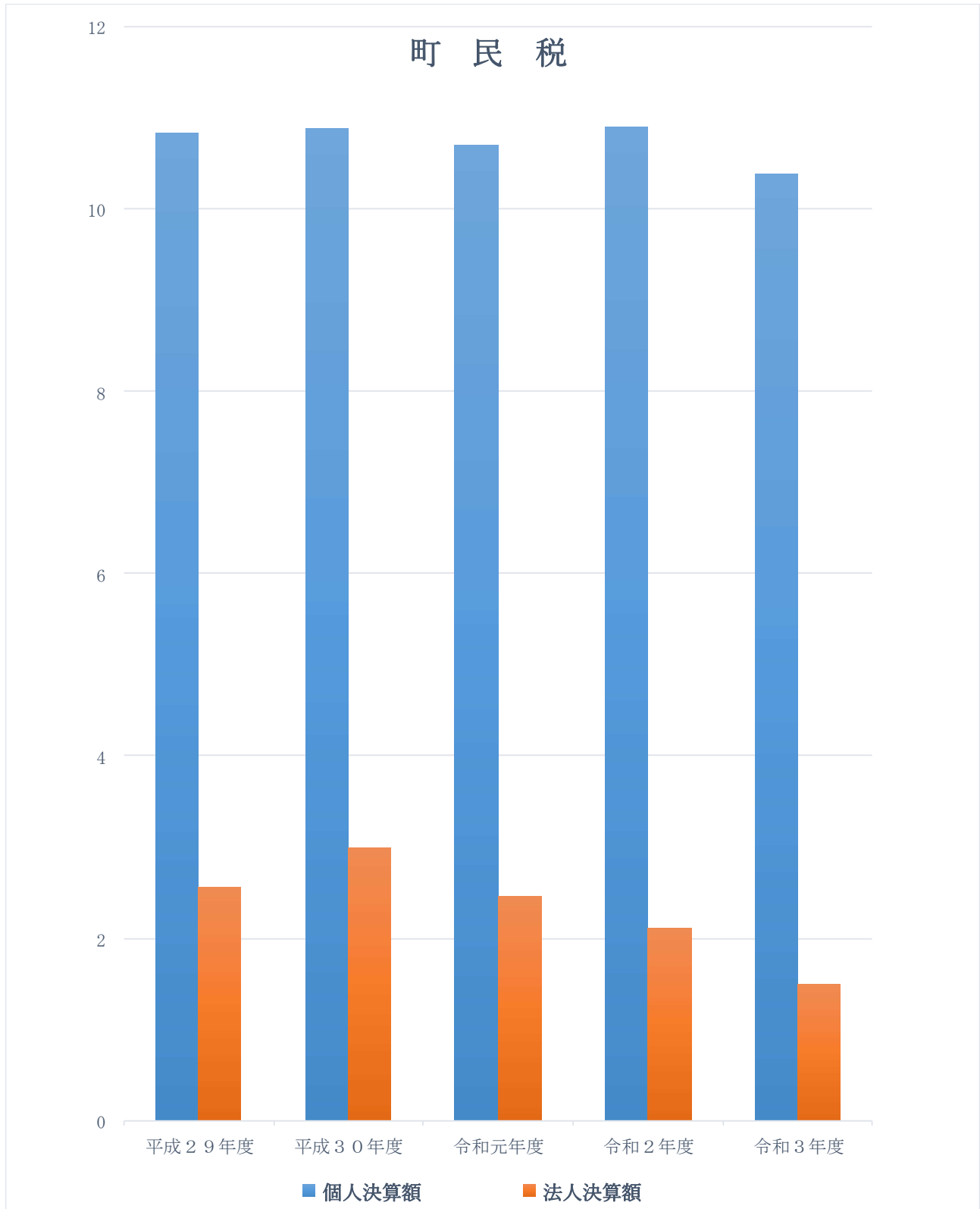
区分		年度	30	元																												
町民税	個人	均等割	町民税3,500円 県民税1,500円 ※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています																													
		所得割	<table border="1"> <tr><td colspan="3">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="3">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td colspan="2">6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td colspan="2">4%</td></tr> </table>		平成19年度～			課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%			町民税	6%		県民税	4%																	
	平成19年度～																															
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																															
町民税	6%																															
県民税	4%																															
法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超え50億円以下の金額	50人以下	410,000円	50人超	3,000,000円
		資本金の金額	従業者数	税 額																												
		1,000万円以下	50人以下	50,000円																												
			50人超	120,000円																												
		1,000万円を超え	50人以下	130,000円																												
			50人超	150,000円																												
		1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																												
			50人超	400,000円																												
		10億円を超える金額	50人以下	410,000円																												
50人超	1,750,000円																															
10億円を超え50億円以下の金額	50人以下	410,000円																														
	50人超	3,000,000円																														
法人税割	9.7% 令和元年10月以降 6.0%																															
固定資産税		1.40%	免税点 { 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																													
軽自動車		[種別割] 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 50cc以下 3,700円 小型特殊自動車 農耕用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円 軽自動車 二輪 3,600円 三輪 3,900円 (3,100円) 四輪 貨物 営業用 3,800円 (3,000円) 家用 5,000円 (4,000円) 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) 家用 10,800円 (7,200円) ※()は、平成27年3月31日以前に最初(新車)の新規検査をした車両に適用(重課車両は除く) ※平成28年度から適用される重課・軽課については、「軽自動車税のあらまし(52ページ)」を参照																														
町たばこ税		千本につき5,692円 平成30年9月まで5,262円 (旧3級品千本につき4,000円 令和元年10月以降5,692円)																														
特別土地保有税		課税停止																														
都市計画税		0.20%																														
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%	5.60%																												
		資産割	25.0%	— (廃止)																												
		均等割	23,000円	23,000円																												
		平等割	31,200円	31,200円																												
		限度額	510,000円	580,000円																												
	後期高齢者支援金	所得割	2.70%	2.70%																												
		均等割	6,400円	6,400円																												
		限度額	160,000円	190,000円																												
	介護保険料	所得割	1.40%	1.40%																												
		均等割	13,000円	13,000円																												
額付	限度額	130,000円	160,000円																													

区分		年度	2	3																										
町民税	個人	均等割	町民税3,500円 県民税1,500円 ※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています																											
		所得割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">町民税</td><td style="text-align: center;">6%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県民税</td><td style="text-align: center;">4%</td></tr> </table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																		
	平成19年度～																													
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																													
町民税	6%																													
県民税	4%																													
法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え 1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億 円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円
	資本金の金額	従業者数	税 額																											
1,000万円以下	50人以下	50,000円																												
	50人超	120,000円																												
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円																												
	50人超	150,000円																												
1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円																												
	50人超	400,000円																												
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																												
	50人超	1,750,000円																												
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																												
法人税割	6.0%																													
固定資産税		1.40%	免税点 { 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																											
軽自動車		<p>[種別割]</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 50cc以下 3,700円 小型特殊自動車 農耕用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円 </td> <td style="width: 50%;"> 軽自動車 二輪 3,600円 三輪 3,900円 (3,100円) 四輪 貨物 営業用 3,800円 (3,000円) 自家用 5,000円 (4,000円) 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) 自家用 10,800円 (7,200円) </td> </tr> </table> <p>※()は、平成27年3月31日以前に最初(新車)の新規検査をした車両に適用(重課車両は除く) ※平成28年度から適用される重課・軽課については、「軽自動車税のあらまし(52ページ)」を参照</p> <p>[環境性能割] 令和元年10月1日より導入。詳細については、「軽自動車税のあらまし(52ページ)」を参照。</p>			原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 50cc以下 3,700円 小型特殊自動車 農耕用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円	軽自動車 二輪 3,600円 三輪 3,900円 (3,100円) 四輪 貨物 営業用 3,800円 (3,000円) 自家用 5,000円 (4,000円) 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) 自家用 10,800円 (7,200円)																								
原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 50cc以下 3,700円 小型特殊自動車 農耕用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円	軽自動車 二輪 3,600円 三輪 3,900円 (3,100円) 四輪 貨物 営業用 3,800円 (3,000円) 自家用 5,000円 (4,000円) 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) 自家用 10,800円 (7,200円)																													
町たばこ税		千本につき6,112円 令和2年9月まで5,692円 (旧3級品千本につき5,692円)	千本につき6,552円 令和3年9月まで6,122円 (旧3級品千本につき5,692円)																											
特別土地保有税		課税停止																												
都市計画税		0.20%																												
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%	5.60%																										
		資産割	廃止	廃止																										
		均等割	23,000円	23,000円																										
	後期高齢者支援金	平等割	31,200円	31,200円																										
		限度額	610,000円	630,000円																										
		所得割	2.70%	2.70%																										
	介護保険納付額	均等割	6,400円	6,400円																										
		限度額	170,000円	170,000円																										
		所得割	1.40%	1.40%																										
		均等割	13,000円	13,000円																										
	限度額	160,000円	170,000円																											

区分		年度	4																									
町民税	個人	均等割	町民税3,500円 県民税1,500円 ※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています																									
		所得割	<table border="1"> <tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr> </table>	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																	
	平成19年度～																											
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																											
町民税	6%																											
県民税	4%																											
法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え 1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億 円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金の金額	従業者数	税額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円
	資本金の金額	従業者数	税額																									
1,000万円以下	50人以下	50,000円																										
	50人超	120,000円																										
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円																										
	50人超	150,000円																										
1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円																										
	50人超	400,000円																										
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																										
	50人超	1,750,000円																										
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																										
法人税割	6.0%																											
固定資産税		1.40%	免税点 { <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>	土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																			
土地	300,000円																											
家屋	200,000円																											
償却資産	1,500,000円																											
軽自動車		[種別割] 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 50cc以下 3,700円 小型特殊自動車 農耕用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円 [環境性能割] 令和元年10月1日より導入。詳細については、「軽自動車税のあらまし(52ページ)」を参照。	軽自動車 二輪 3,600円 三輪 3,900円 (3,100円) 四輪 貨物 営業用 3,800円 (3,000円) 自家用 5,000円 (4,000円) 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) 自家用 10,800円 (7,200円) ※()は、平成27年3月31日以前に最初(新車)の新規検査をした車両に適用(重課車両は除く) ※平成28年度から適用される重課・軽課については、「軽自動車税のあらまし(52ページ)」を参照																									
町たばこ税		千本につき6,552円																										
特別土地保有税		課税停止																										
都市計画税		0.20%																										
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%																									
		資産割	廃止																									
		均等割	23,000円																									
		平等割	31,200円																									
	限度額	630,000円																										
	後期高齢者支援金	所得割	2.70%																									
		均等割	6,400円																									
		限度額	190,000円																									
	介護保険納付金課税額	所得割	1.40%																									
均等割		13,000円																										
限度額	170,000円																											

Ⅲ 税目別の概要

(単位：億円)



1 町民税のあらまし

(1) 個人町民税

ア 納税義務者

各年の1月1日に町内に住所を有する人又は居住している人

イ 課税標準

(ア) 均等割

(イ) 所得割

a 所得金額

・総所得金額 ・土地等に係る事業所得等の金額 ・短期譲渡所得の金額
・長期譲渡所得の金額 ・上場株式等に係る配当所得等の金額 ・一般株式等に係る譲渡所得等の金額 ・上場株式等に係る譲渡所得等の金額 ・先物取引に係る雑所得等の金額 ・山林所得金額 ・退職所得金額

b 所得控除額

・雑損控除額 ・医療費控除額 ・社会保険料控除額 ・小規模企業共済等掛金控除額
・生命保険料控除額 ・地震保険料控除額 ・障害者控除額 ・寡婦控除額 ・ひとり親控除額
・勤労学生控除額 ・配偶者控除額 ・配偶者特別控除額 ・扶養控除額
・基礎控除額

c 課税標準額

・課税総所得金額 ・土地等に係る課税事業所得等の金額 ・課税短期譲渡所得金額
・課税長期譲渡所得金額 ・上場株式等に係る課税配当所得等の金額 ・一般株式等に
係る課税譲渡所得等の金額 ・上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 ・先物
取引に係る課税雑所得等の金額 ・課税山林所得金額 ・課税退職所得金額

【所得控除のうち所得税と異なるもの】

1 生命保険料控除

(1) 旧契約（平成23年12月31日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等）に係る生命保険料または個人年金保険料を支払った場合（両方を支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額（限度額70,000円））

◆支払った保険料が

ア 15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

イ 15,000円を超え40,000円以下の場合：支払った保険料の金額の合計額×
 $1/2 + 7,500$ 円

ウ 40,000円を超え70,000円以下の場合：支払った保険料の金額の合計額×
 $1/4 + 17,500$ 円

エ 70,000円を超える場合：35,000円

(2) 新契約（平成24年1月1日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等）に係る生命保険料、個人年金保険料または介護医療保険料を支払った場合（各種にわたり支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額（限度額70,000円））

◆支払った保険料が

- ア 12,000 円以下の場合：支払った保険料の金額
- イ 12,000 円を超え 32,000 円以下の場合：支払った保険料の金額の合計額×
1/2+6,000 円
- ウ 32,000 円を超え 56,000 円以下の場合：支払った保険料の金額の合計額×
1/4+14,000 円
- エ 56,000 円を超える場合：28,000 円

(3) 生命保険・個人年金保険に関して、新契約と旧契約の保険料を支払っている場合

◆新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額（各保険の限度額 28,000 円、全体の限度額 70,000 円）

2 地震保険料控除

(1) 地震保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

- ア 50,000 円以下の場合：支払った保険料の金額の合計額×1/2
- イ 50,000 円を超える場合：25,000 円

(2) 旧長期損害保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

- ア 5,000 円以下の場合：支払った保険料の金額
- イ 5,000 円を超え 15,000 円以下の場合：支払った保険料の金額の合計額×
1/2+2,500 円
- ウ 15,000 円を超える場合：10,000 円

(3) 地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものがある場合
(地震保険契約について支払った保険料で(1)に準じて計算した金額) + (旧長期損害保険契約等について支払った保険料で(2)に準じて計算した金額)
=限度額：25,000 円

3 障害者控除：一人につき 26 万円（特別障害者の場合 30 万円，同居特別障害者の場合 53 万円）

4 寡婦控除：26 万円

5 ひとり親控除：30 万円

6 勤労学生控除：26 万円

7 配偶者控除（申告者の所得が 1,000 万円以下の場合）

あなたに合計所得金額が 48 万円以下の控除対象配偶者がいる場合

	あなたの合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1000 万円以下
控除対象配偶者	33 万円	22 万円	11 万円
老人控除対象配偶者	38 万円	26 万円	13 万円

※配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、配偶者控除を受けられません。

8 配偶者特別控除（申告者の所得が1,000万円以下の場合）

生計を同一にする配偶者を有し、配偶者の合計所得金額が48万円を超え

133万円以下の場合

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

※配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、配偶者特別控除を受けられません。

9 扶養控除

扶養親族一人につき33万円。ただし、扶養親族が特定扶養親族（19歳以上23歳未満）の場合は一人につき45万円。また老人扶養親族（70歳以上）である場合は一人につき38万円。納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70歳以上）である場合は一人につき45万円。

※控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいいます。

※青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、扶養控除を受けられません。

10 基礎控除

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円

※合計所得金額が2,500万円を超える場合、基礎控除の適用がなくなります。

ウ 税率

(ア) 均等割：町民税3,500円，県民税1,500円（標準課税）

※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間は町民税分、県民税分、いずれも500円引き上げられています。

(イ) 所得割

a 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に対する税率

課税所得の段階	合計	町民税	県民税
一律	10%	6%	4%

b その他の税率

課税所得の種類	合計 a + b	町民税 a	県民税 b
土地、建物等の長期譲渡所得	5%	3%	2%
優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得	4%	2,000万円以下の部分2.4%	2,000万円以下の部分1.6%
	5%	2,000万円超の部分3%	2,000万円超の部分2%
課税所得の種類	合計 a + b	町民税 a	県民税 b
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得	4%	6,000万円以下の部分2.4%	6,000万円以下の部分1.6%
	5%	6,000万円超の部分3%	6,000万円超の部分2%
土地、建物等の短期譲渡所得	9%	5.4%(国等に対する譲渡3%)	3.6%(国等に対する譲渡2%)
土地の譲渡等に係る事業所得等	12%	7.2%	4.8%
株式等に係る配当所得	5%	3%	2%
株式等に係る譲渡所得等	5%	3%	2%
先物取引等に係る雑所得等	5%	3%	2%

(参考：源泉徴収口座による申告不要の特例)

源泉徴収口座（所得税において源泉徴収口座を選択した特定口座）を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができます。

(ウ) 所得割額の計算

●一般的な例

課税所得金額（所得金額－所得控除額）×税率－税額控除＝所得割額

●複数の所得のある例

a 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額×税率＝算出税額

b 土地等に係る課税事業所得等の金額×税率＝算出税額

c 課税長期譲渡所得金額×税率＝算出税額

d 課税短期譲渡所得金額×税率＝算出税額

e 上場株式等に係る課税配当所得の金額×税率＝算出税額

f 株式等に係る課税譲渡所得等の金額×税率＝算出税額

- g 先物取引に係る課税雑所得等の金額×税率＝算出税額
 (算出税額 a + b + c + d + e + f + g - 調整控除額 - 配当控除額 - 住宅借入金等特別税額控除額 - 寄附金税額控除) - 外国税額控除額 = 所得割額
- h 配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額 - 配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額 = 配当割額、株式等譲渡所得割額控除後の所得割額

エ 税額控除

(ア) 調整控除

所得税と個人住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の金額が控除されます。

- a 個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の場合
 次のいずれか少ない金額の5%（町民税3%、県民税2%）
- ① 5万円（基礎控除分）に所得税との人的控除額（基礎控除以外の部分）の差の合計額を加算した金額
- ② 個人住民税の合計課税所得金額
- b 個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の場合
 { a ① - (a ② - 200万円) } の5%（町民税3%、県民税2%）
 ただし、上記の金額が2,500円未満の場合は、2,500円

■個人住民税と所得税の人的控除額の差

		個人住民税	所得税	人的控除の差
障害者控除	普通	26万円	27万円	1万円
	特別	30万円	40万円	10万円
	同居特別障害者	53万円	75万円	22万円
寡婦控除		26万円	27万円	1万円
ひとり親控除	母である者	—	—	5万円
	父である者	—	—	1万円
勤労学生控除		26万円	27万円	1万円
配偶者控除	一般	33万円	38万円	5万円
	老人	38万円	48万円	10万円
配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	33万円	38万円	5万円
	50万円以上 55万円未満	33万円	36万円	3万円
扶養控除	一般	33万円	38万円	5万円
	特定	45万円	63万円	18万円
	老人	38万円	48万円	10万円
	同居老親	45万円	58万円	13万円
基礎控除		43万円	48万円	5万円

・配偶者控除

所得割の納税義務者の 合計所得金額	人的控除の差	
	一般	老人
900万円以下	5万円	10万円
900万円超950万円以下	4万円	6万円
950万円超1,000万円以下	2万円	3万円

・配偶者特別控除

所得割の納税義務者の 合計所得金額	人的控除の差	
	配偶者の合計所得金額 48万円超50万円未満	配偶者の合計所得金額 50万円以上55万円未満
900万円以下	5万円	3万円
900万円超950万円以下	4万円	2万円
950万円超1,000万円以下	2万円	1万円

(イ) 配当控除

配当控除制度は、配当所得について、法人段階で法人税が課税され、更に個人段階でも所得税と個人住民税が課税されるため、その二重課税を調整するために設けられた制度です。

種類		課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		町民税	県民税	町民税	県民税		
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券、投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

(ウ) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税で住宅借入金等特別控除の適用がある方に対して、次の a、b のうちいずれか少ない額が町・県民税の所得割額から控除されます。

- a 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税で控除しきれない額
- b 次の表により算出した額

居住開始年月日	～平成26年3月末	平成26年4月1日～令和3年12月末 ※
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）	所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）

※住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%である場合、又は東日本大震災の被害者等に係る住宅借入等を有する場合のみ

(エ) 寄附金税額控除

都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金及び都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金について寄附金税額控除を町民税・県民税の所得割額から減額する控除です。

(オ) 外国税額控除

外国税額控除は、外国で課税された所得税等の額を、所得税、都道府県民税及び区市民税の控除限度額の範囲内において、所得税から控除し、所得税で控除しきれないときは、都道府県民税から控除し、それでも控除しきれないときは、区市民税から控除されます。

なお、以上でも控除しきれないときは、3年間の繰越控除が認められています。

(カ) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

所得割の納税義務者が、配当割額又は株式等譲渡所得割額を課税された場合において、翌年の4月1日の属する年度分の個人住民税の申告書（確定申告書を含む）に、配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る一定の事項を記載して提出したときは、県民税又は町民税の所得割額からそれぞれ次の控除率を乗じた金額を控除します。

なお、控除しきれなかった金額があるときは、当該納税義務者に対して還付し、又はその年度分の住民税（県民税の所得割額、均等割額・町民税の所得割額、均等割額）に充当し、若しくは未納分の徴収金に充当されます。

区分	町民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

オ 賦課期日・納期

(ア) 賦課期日：各年の1月1日

(イ) 納期

a 均等割及び所得割（退職分離課税に係る所得割を除く。）

① 普通徴収の場合

年税額を4回に分けて納税する。

期別	1期	2期	3期	4期
納付月	6月	8月	10月	1月

② 給与からの特別徴収の場合

勤務先の会社や事業所が毎月の給与等から天引きし納税する。

月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
納期	毎月10日までに納付											

③ 年金からの特別徴収の場合

年金所得のみで発生した町・県民税額について各年金保険者が毎支給ごとの年金から天引きし納税する。

徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納期	年金支給日					

b 退職分離課税に係る所得割

徴収の日の属する月の翌月の10日までに納付

(2) 法人町民税

ア 納税義務者

- (ア) 町内に事務所又は事業所を有する法人（人格のない社団等で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）
- (イ) 町内に寮等を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しない法人
- (ウ) 町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団代表者又は管理人の定めのあるもの（(ア)に該当するものを除く。）

イ 課税標準

- (ア) 均等割：法人の所得に関係なく資本金等の金額によって一律に課税される。
- (イ) 法人税割：法人税額に一定の税率を乗じて課税される。

ウ 税率

(ア) 均等割（標準税率）

法人の区分	税額
(1) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超える法人	12万円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	13万円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	15万円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	16万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	40万円

法人の区分	税額
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	41万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	175万円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	300万円
(9) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。） オ 資本金等の額（地方税法第292条第1項第4号に規定する資本金等の額をいう。以下この表において同じ）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与またはこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	5万円

(イ) 法人税割（標準税率）：課税標準となる法人税額 × 税率

法人税割の税率	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
	12.3%	9.7%	6.0%

エ 申告・納税

申告納付の方法により納税

(ア) 事業年度を6か月としている法人の申告納付

法人の事業年度が6か月である場合、法人税の申告書を提出する期限までに法人町民税の申告書を提出するとともに、均等割額の2分の1の額と法人税割額の合算額を納税する。

(イ) 事業年度を1年としている法人の申告納付

法人の事業年度が1年である場合においては、先ず中間申告を行い、申告額を納税し、次に確定申告を行い、確定申告と中間申告との差額を納税する。

2 個人町民税所得者区分別課税額の推移

(単位：千円，%)

年度	30			元			2		
	課税額	構成比	前年比	課税額	構成比	前年比	課税額	構成比	前年比
所得者区分									
給与所得者	884,370	82.5	0.3	894,799	84.1	1.2	900,723	83.8	0.7
営業等所得者	30,820	2.9	0.9	29,477	2.8	▲ 4.4	32,339	3.0	9.7
農業所得者	2,426	0.2	41.0	1,241	0.1	▲ 48.8	1,013	0.1	▲ 18.4
その他の所得者	153,714	14.3	4.3	138,555	13.0	▲ 9.9	141,127	13.1	1.9
計	1,071,330	100.0	0.9	1,064,072	100.0	▲ 0.7	1,075,202	100.0	1.0

年度	3			4		
	課税額	構成比	前年比	課税額	構成比	前年比
所得者区分						
給与所得者	847,401	83.5	▲ 5.9	843,898	81.6	▲ 0.4
営業等所得者	39,139	3.9	21.0	36,855	3.6	▲ 5.8
農業所得者	1,238	0.1	22.2	1,179	0.1	▲ 4.8
その他の所得者	127,003	12.5	▲ 10.0	151,673	14.7	19.4
計	1,014,781	100.0	▲ 5.6	1,033,605	100.0	1.9

資料：課税状況等調書第2表

3 個人町民税所得者区分別納税義務者数の推移

(単位：人，%)

年度	30			元			2		
	納税義務者数	構成比	前年比	納税義務者数	構成比	前年比	納税義務者数	構成比	前年比
所得者区分									
給与所得者	7,900	74.0	0.2	8,017	74.4	1.5	8,047	74.4	0.4
営業等所得者	321	3.0	▲ 4.5	320	3.0	▲ 0.3	320	3.0	0.0
農業所得者	31	0.3	10.7	28	0.2	▲ 9.7	23	0.2	▲ 17.9
その他の所得者	2,422	22.7	▲ 0.2	2,414	22.4	▲ 0.3	2,430	22.4	0.7
計	10,674	100.0	0.0	10,779	100.0	1.0	10,820	100.0	0.4

年度	3			4		
	納税義務者数	構成比	前年比	納税義務者数	構成比	前年比
所得者区分						
給与所得者	7,910	73.9	▲ 1.7	7,809	73.8	▲ 1.3
営業等所得者	331	3.1	3.4	306	2.9	▲ 7.6
農業所得者	24	0.2	4.3	21	0.2	▲ 12.5
その他の所得者	2,438	22.8	0.3	2,440	23.1	0.1
計	10,703	100.0	▲ 1.1	10,576	100.0	▲ 1.2

資料：課税状況等調書第2表

4 個人町民税所得者区分別総所得金額の推移

(単位：千円，%)

年度	30			元			2		
	総所得金額	構成比	前年比	総所得金額	構成比	前年比	総所得金額	構成比	前年比
所得者区分									
給与所得者	23,085,308	81.9	0.9	23,463,187	82.5	1.6	23,789,617	83.0	1.4
営業等所得者	811,349	2.9	▲ 0.3	803,013	2.8	▲ 1.0	836,089	2.9	4.1
農業所得者	71,396	0.2	46.9	45,431	0.2	▲ 36.4	32,286	0.1	▲ 28.9
その他の所得者	3,779,685	13.4	0.0	3,713,930	13.1	▲ 1.7	3,758,677	13.1	1.2
分離課税所得者	438,413	1.6	15.2	400,586	1.4	▲ 8.6	240,627	0.9	▲ 39.9
計	28,186,151	100.0	1.0	28,426,147	100.0	0.9	28,657,296	100.0	0.8

年度	3			4		
	総所得金額	構成比	前年比	総所得金額	構成比	前年比
所得者区分						
給与所得者	23,583,146	82.0	▲ 0.9	23,512,663	81.8	▲ 0.3
営業等所得者	993,762	3.5	18.9	932,746	3.2	▲ 6.1
農業所得者	39,924	0.1	23.7	32,815	0.1	▲ 17.8
その他の所得者	3,782,952	13.2	0.6	3,788,406	13.2	0.1
分離課税所得者	356,585	1.2	48.2	490,779	1.7	37.6
計	28,756,369	100.0	0.3	28,757,409	100.0	0.0

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表

5 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移

(単位：人，千円)

区分		年度		元		2		3		4	
		納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額
普通徴収	均等割のみ	203	711	182	637	200	700	147	514	170	595
	均等割＋所得割	1,477	183,027	1,534	175,205	1,492	180,884	1,441	162,259	1,350	176,088
	計	1,680	183,738	1,716	175,842	1,692	181,584	1,588	162,773	1,520	176,683
特別年徴収	均等割のみ	391	1,369	415	1,453	444	1,554	470	1,645	499	1,747
	均等割＋所得割	1,897	83,338	1,913	81,907	1,932	82,005	1,929	81,002	1,891	77,631
	計	2,288	84,707	2,328	83,260	2,376	83,559	2,399	82,647	2,390	79,378
特別給徴与収	均等割のみ	352	1,232	377	1,320	369	1,292	333	1,166	333	1,166
	均等割＋所得割	6,354	801,653	6,358	803,550	6,383	808,767	6,383	768,195	6,333	776,378
	計	6,706	802,885	6,735	804,870	6,752	810,059	6,716	769,361	6,666	777,544
合計	均等割のみ	946	3,312	974	3,410	1,013	3,546	950	3,325	1,002	3,508
	均等割＋所得割	9,728	1,068,018	9,805	1,060,662	9,807	1,071,656	9,753	1,011,456	9,574	1,030,097
	計	10,674	1,071,330	10,779	1,064,072	10,820	1,075,202	10,703	1,014,781	10,576	1,033,605
年金特別徴収義務者数		6		6		6		5		5	
給与特別徴収義務者数		3,203		3,197		3,186		3,213		3,233	

資料：課税状況等調書第2表、第3表

(参考) 年金特別徴収は平成21年10月分からはじまりました

6 個人町民税の所得控除額の推移

(単位：千円，%)

区分	30		元		2		3		4	
	控除額	前年度比	控除額	前年度比	控除額	前年度比	控除額	前年度比	控除額	前年度比
雑損控除	1,337	皆増	300	▲77.6	4,578	1,526	2,622	▲42.7	1,965	▲25.1
医療費控除	269,677	8.2	257,297	▲4.6	245,760	▲4.5	207,898	▲15.4	215,666	3.7
社会保険料控除	5,052,126	1.7	5,121,816	1.4	5,178,122	1.1	5,114,326	▲1.2	5,081,422	▲0.6
小規模企業共済掛金控除	59,936	4.9	71,194	18.8	75,198	5.6	86,640	15.2	94,877	9.5
生命保険料控除	321,477	1.1	326,346	1.5	324,636	▲0.5	324,292	▲0.1	319,693	▲1.4
地震保険料控除	25,750	4.0	26,759	3.9	27,929	4.4	28,711	2.8	29,483	2.7
寄附金控除										
障害者控除（普通/特別）	96,860	2.8	94,840	▲2.1	98,600	4.0	96,300	▲2.3	91,440	▲5.0
寡婦控除（一般/特別）	49,440	6.5	50,920	3.0	53,200	4.5				
寡夫控除	7,020	28.6	5,980	▲14.8	6,760	13.0				
寡婦控除							17,680		15,340	
ひとり親控除							39,300		37,500	
勤労学生控除	0	皆減	260	皆増	520	100.0	520	0.0	520	0.0
配偶者控除（一般/老人）	915,300	▲3.0	840,660	▲8.2	817,880	▲2.7	804,990	▲1.6	779,780	▲3.1
配偶者特別控除	57,380	▲25.4	136,180	137.3	138,110	1.4	132,570	▲4.0	125,410	▲5.4
扶養控除（一般/特定/老人/同老）	596,330	1.6	603,640	1.2	617,540	2.3	631,770	2.3	630,930	▲0.1
同居特別障害加算分	16,100	▲7.9	13,110	▲18.6	14,030	7.0	13,800	▲1.6	13,570	▲1.7
基礎控除	3,210,240	0.1	3,235,650	0.8	3,236,310	0.0	4,185,620	29.3	4,106,800	▲1.9
合計	10,678,973	0.8	10,784,952	1.0	10,839,173	0.5	11,687,039	7.8	11,544,396	▲1.2

資料：課税状況等調書第58表

(参考1) 平成18年度課税分から老年者控除が廃止されました。

(参考2) 平成21年度課税分から寄附金控除は、所得控除から税額控除に変更されました。

(参考3) 平成24年度課税分から控除対象扶養親族は16才以上の者になりました。

(参考4) 令和元年度課税分から配偶者控除・配偶者特別控除の改正により適用条件が変更されました。

(参考5) 令和3年度課税分から寡婦控除が改正され、また、ひとり親控除が創設されました。

(参考6) 令和3年度課税分から基礎控除が10万円引き上げられました。

※合計所得金額が2,400万円を超えると控除額が逡減し、2,500万円を超えると適用されません。

7 令和4年度個人町民税の納税義務者等に関する調

(単位：人，千円)

所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	町民税額
給与所得者	482	1,687			7,327	25,645	816,566	7,809	843,898
営業等所得者	61	214			245	858	35,783	306	36,855
農業所得者	10	35			11	39	1,105	21	1,179
その他の所得者	449	1,572			1,991	6,969	143,132	2,440	151,673
合計	1,002	3,508	0	0	9,574	33,511	996,586	10,576	1,033,605

資料：課税状況等調書第2表

8 個人町民税負担額の推移

(単位：円)

区分		年度	30	元	2	3	4
人口1人当り			51,155	51,246	51,905	49,436	50,911
一世帯当り			108,975	107,984	108,749	103,023	105,437
普通徴収1人当り			109,368	102,472	107,319	102,502	116,238
年金特別徴収1人当り			37,022	35,808	35,168	34,451	33,212
給与特別徴収1人当り			119,726	119,506	119,973	114,556	116,643
納税義務者1人当り			100,368	98,717	99,372	94,813	97,731
各年の7月1日現在	人口		20,943	20,764	20,715	20,527	20,302
	世帯数		9,831	9,854	9,887	9,850	9,803

(参照) 5 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移

9 令和4年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況

(単位：人，千円)

所得者区分 課税標準額 の段階	給与所得者		営業等所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税所得者		計	
	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
10万円以下	57	10,982	6	806	0	51	19	4,791	29	360,096	111	376,726
10万円を超え 100万円以下	1,923	1,166,205	75	41,485	5	2,379	1,191	643,135	20	191,379	3,214	2,044,583
100万円を超え 200万円以下	2,383	3,464,330	62	88,611	1	1,251	415	572,738	13	235,635	2,874	4,362,565
200万円を超え 300万円以下	1,377	3,360,135	34	84,955	3	6,675	93	223,464	12	78,294	1,519	3,753,523
300万円を超え 400万円以下	680	2,352,128	14	49,136	0	0	34	115,690	7	41,268	735	2,558,222
400万円を超え 550万円以下	447	2,045,783	12	53,378	0	0	15	67,816	5	64,686	479	2,231,663
550万円を超え 700万円以下	123	745,794	13	79,995	0	0	5	31,377	6	79,481	147	936,647
700万円を超え 1000万円以下	69	562,320	10	78,550	1	9,501	7	59,063	4	50,521	91	759,955
1000万円超	44	645,042	8	158,436	0	0	8	133,414	6	324,914	66	1,261,806
合計	7,103	14,352,719	234	635,352	10	19,857	1,787	1,851,488	102	1,426,274	9,236	18,285,690

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第57表、第59表

1 0 法人町民税現年課税分調定額の推移

(単位：人，千円，%)

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
納税義務者	549	567	565	561	564
均等割額	71,172	75,781	70,143	67,614	72,912
法人税割額	183,613	223,707	177,159	145,942	74,008
合計	254,785	299,488	247,302	213,556	146,920
対前年増減率	20.9	17.5	-17.4	-13.6	-31.2

1 1 令和3年度法人町民税現年課税分月別調定額

(単位：千円)

月	法人税割	均等割	合計
4	3,328	9,141	12,469
5	3,688	6,829	10,517
6	11,182	13,606	24,788
7	3,016	5,883	8,899
8	6,307	4,035	10,342
9	12,502	7,477	19,979
10	848	3,008	3,856
11	6,226	7,317	13,543
12	12,839	4,572	17,411
1	878	1,505	2,383
2	1,643	2,884	4,527
3	11,551	6,655	18,206
合計	74,008	72,912	146,920

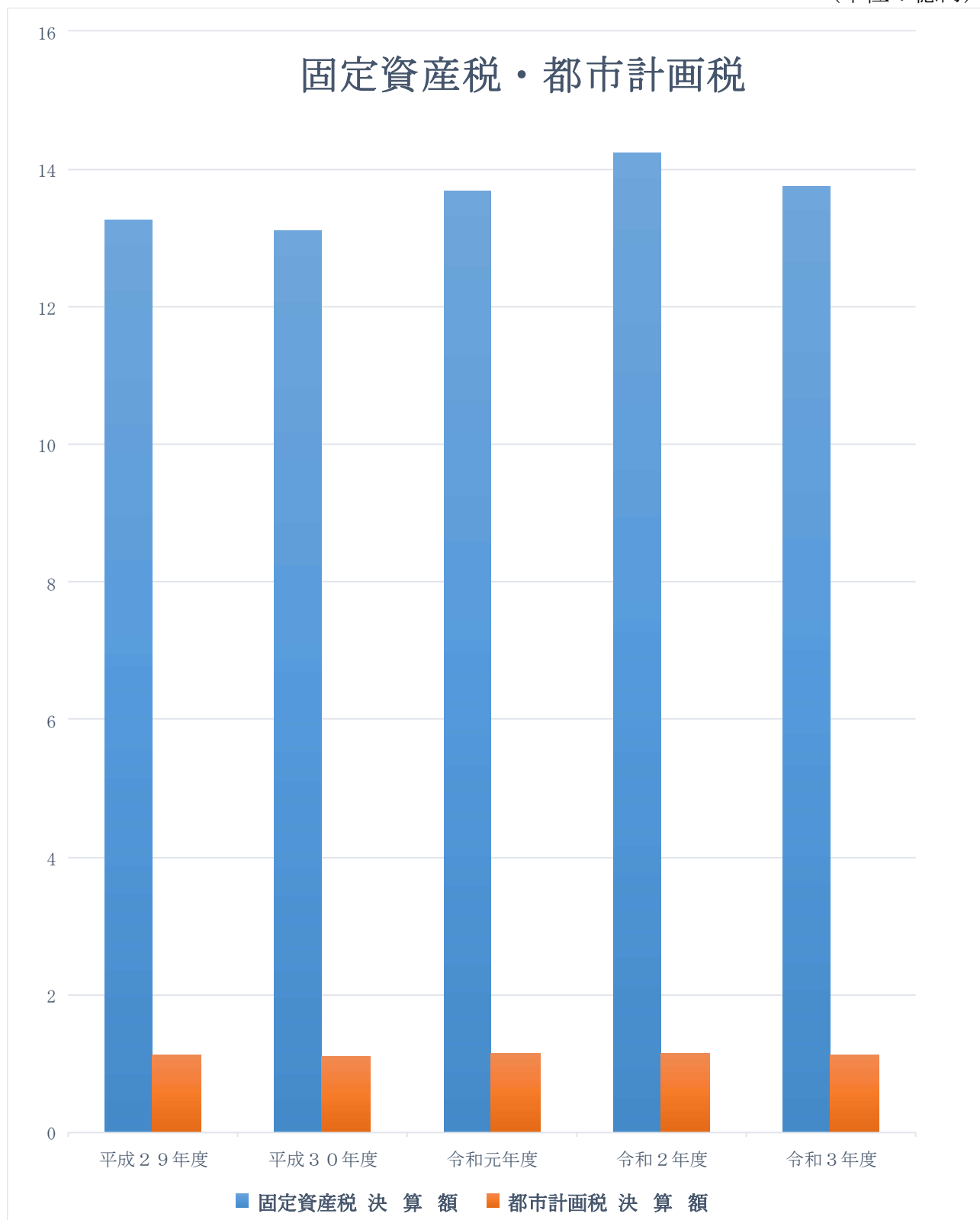
1 2 法人の設立状況（令和4年度）

法人等の区分	法人均等割納税義務者数
資本積立金額との合計額が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び公共法人等を除く。次号から第5号において同じ。）で町内に有する事務所、事業所、又は寮等の従業者（政令で定める役員を含む。）の合計数（次号から第5号において「従業者数の合計数」という。）が50人を超えるもの	4
資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	1
資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	70
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人をこえるもの	4
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	69
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	5
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	111
資本等の金額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	2
前各号に掲げる法人以外の法人	453
計	719

資料：課税状況調書第1表

Ⅲ 税目別の概要

(単位：億円)



1 固定資産税・都市計画税のあらまし

(1) 固定資産税

ア 納税義務者

毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を町内に所有している方で、具体的には次のとおりです。

土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合や農地法により国が買収した農地、土地区画整理事業による仮換地等については、その土地や家屋を現に所有している人が納税義務者となります。

イ 課税客体

土地	田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地その他の土地
家屋	住家、店舗、工場、倉庫その他の建物など、屋根及び周壁によって外界から遮断された一定の空間を持つ土地に定着した建造物
償却資産	土地及び家屋以外の事業の用に供することができる機械、器具、備品等の資産（鉱業権、漁業権などの無形減価償却資産は除く。）で、その減価償却額が法人税法等の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの

ウ 固定資産の価格

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、町長がその価格を決定します。

土地	原則として基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、賦課期日（1月1日）現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第二年度及び第三年度は、新たな評価を行わないで、基準年度の価格をそのまま据え置きます。 なお土地の価格は、第二年度及び第三年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正を行います。
家屋	
償却資産	償却資産の所有者には、毎年1月1日現在の償却資産を1月31日までに申告していただきます。これに基づき、毎年評価し、その価格を決定します。

エ 税額

課税標準額×税率＝税額となります。

(ア) 課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

- a 土地：前年度課税標準額×負担水準による負担調整率
 負担水準とは、その年度の評価額に対する前年度課税標準額の占める割合で、これにより負担調整率が決定されます。住宅用地については、価格にそれぞれの特例率（小規模住宅用地 1 / 6 ・一般住宅用地 1 / 3）を乗じて算出します。
- b 家屋：再建築費価格※×損耗の状況による減点補正率
 ※評価対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です
 ただし在来分の家屋については、基準年度（3年）ごとに評価替えが行われますが、算出された評価額が前年度の評価額を超える場合は、引き上げられることなく前年度の評価額に据え置かれます。
- c 償却資産：取得価額×（1－減価率）※
 取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。※前年中に取得された償却資産は、（1－減価率／2）となります

(イ) 税率

1.4%（標準税率）

財政上その他の必要があるときは、標準税率とは異なる税率を定めることができます。

(ウ) 免税点

町内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

■宅地の税負担の調整措置

平成9年度の評価替え以降、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引下げ又は据置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

これまで、負担水準の均衡化・適正化に取り組んできた結果、負担水準の均衡化は相当程度進展してきている状況にあります。

1 住宅用地以外の宅地の課税標準額

- (1) 前年度課税標準額が評価額の70%を超える場合は評価額の70%。
- (2) 前年度課税標準額が評価額の60%以上70%以下の場合は前年度課税標準額と同額に据え置きます。
- (3) 前年度課税標準額が評価額の60%未満の場合は前年度課税標準額に評価額の5%を加えた額です。ただし求めた額が、評価額の60%を上回る場合は評価額の60%、評価額の20%を下回る場合は評価額の20%となります。

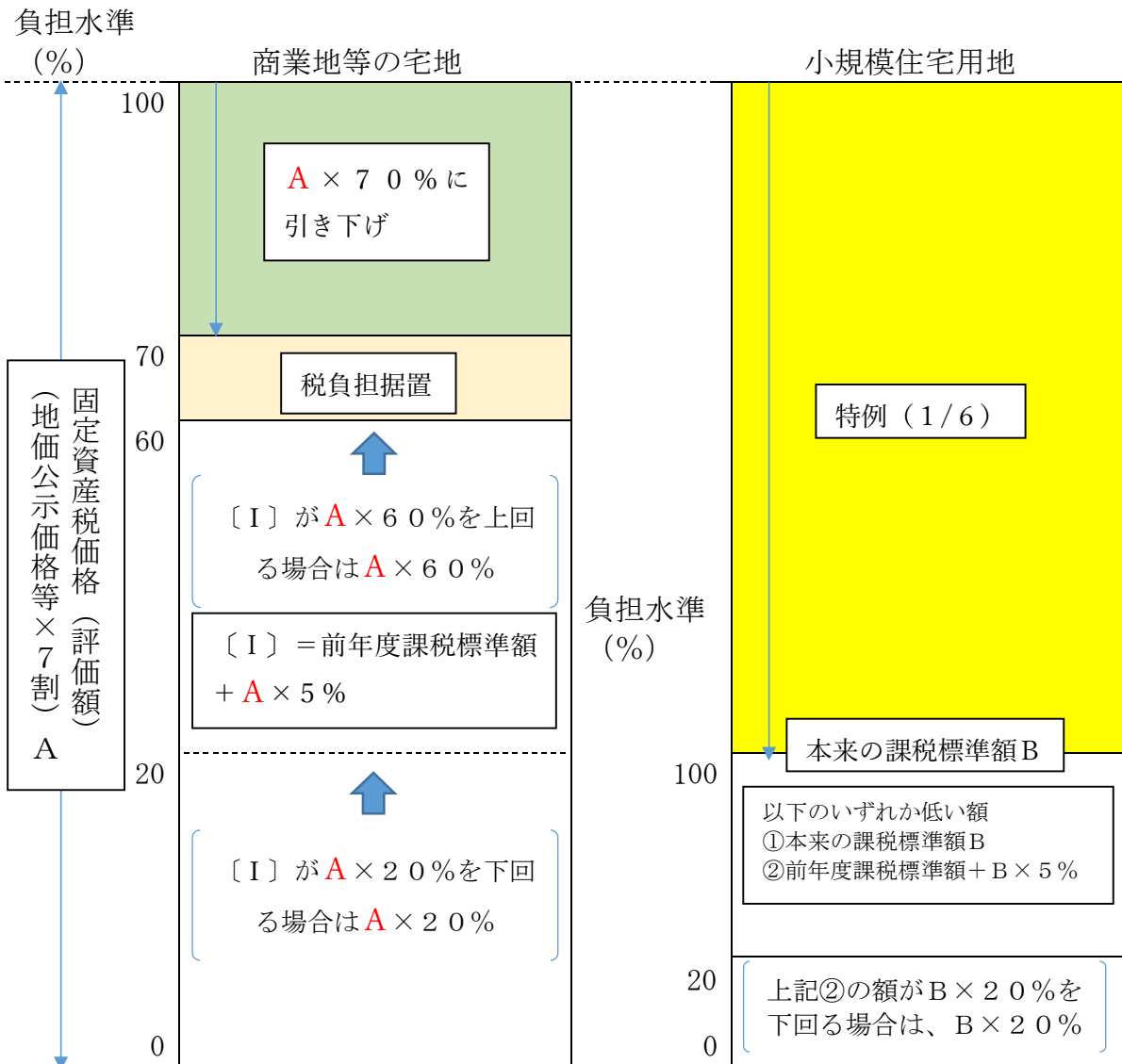
2 住宅用地の課税標準額

(1) 評価額に1/6 (200㎡以下の小規模住宅用地) 又は1/3 (200㎡を超える一般住宅用地) を乗じた額です。

(2) ただし(1) で求めた額が以下の額※を超える場合には、以下の額※が課税標準額となります。

※前年度の課税標準額+本来の課税標準額×5%

(ただし、上記により計算した額が、本来の課税標準額の20%を下回る場合には、本来の課税標準額の20%が課税標準額となります。)



■農地の税負担の調整措置

1 一般農地の課税標準額

負担水準の区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じた額です。

2 一般の市街化区域農地

評価額に3分の1を乗じた額が課税標準額となりますが、税負担の調整措置については一般農地と同様とされます。

(2) 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用にあてるために、目的税として課税されるものです。

ア 納税義務者

課税対象となる資産（土地又は家屋）の所有者です。

イ 課税対象となる資産

都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋です。

ウ 税額

課税標準額×税率＝都市計画税額となります。

(ア) 課税標準額

土 地	固定資産税と同様の方法で求めます。ただし、住宅用地の特例率は、小規模住宅用地 1 / 3 ・一般住宅用地 2 / 3 となります。
家 屋	固定資産税の課税標準となるべき価格です。

(イ) 税率

0.2%（0.3%を超えてはなりません）

(ウ) 免税点

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

エ 納税の方法

固定資産税とあわせて納めます。

2 納税義務者数（現年課税分）の推移

（単位：人，%）

区分 \ 年度	30		元		2		3		4	
	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比
固定資産税	8,993	99.9	9,036	100.5	9,017	99.8	8,976	99.5	9,003	100.3
都市計画税	6,685	99.9	6,694	100.1	6,697	100.0	6,713	100.2	6,709	99.9

資料：当初賦課実績

3 土地の筆数及び家屋棟数（法定免税点以上）の推移

（単位：筆・棟，%）

区分 \ 年度	30		元		2		3		4	
	数	前年比	数	前年比	数	前年比	数	前年比	数	前年比
土地（筆）	25,227	100.2	25,318	100.4	25,321	100.0	25,345	100.1	25,361	100.1
家屋（棟）	7,978	100.3	8,045	100.8	8,073	100.3	8,052	99.7	8,056	100.0

資料：各年度 概要調書第2表、第22表（法定免税点以上のもの）

4 土地の概要に関する調

■納税義務者数に関する調

(単位：人)

区分 種別	総数	法定免税点未満	法定免税点以上
個人	7,868	1,606	6,262
法人	407	106	301
合計	8,275	1,712	6,563

資料：令和4年度概要調書第1表

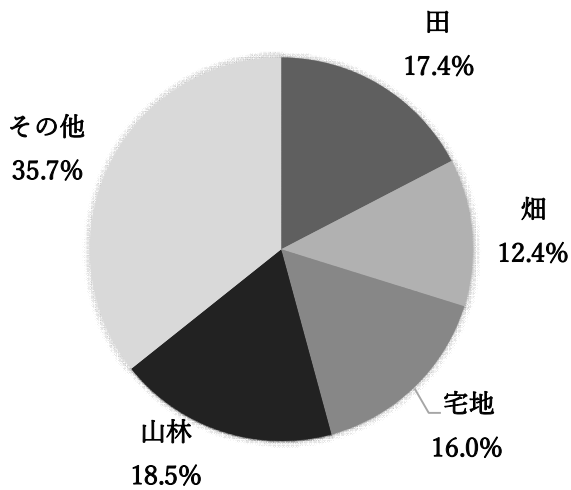
■価格等に関する調

区分 地目		地積			
		非課税 地積 ア	評価 総地積 イ	法定免税 点未満 ウ	法定免税 点以上イウ エ
田	一般田	26,252	3,260,621	275,455	2,985,166
	市街化区域田	191	24,702	0	24,702
畑	一般畑	5,285	2,203,019	198,974	2,004,045
	市街化区域畑	2,148	144,327	843	143,484
宅地	小規模住宅用地		1,362,435	44,073	1,318,362
	一般住宅用地		664,962	1,570	663,392
	商業地等		873,052	287	872,765
計		147,438	2,900,449	45,930	2,854,519
塩田					
鉱泉地					0
池沼		68,108	85		85
山林	一般山林	77,559	3,162,204	377,253	2,784,951
	介在山林	18,616	247,706	26,322	221,384
牧場					0
原野		31,520	395,634	118,352	277,282
雑種地	ゴルフ場の用地				0
	遊園地等の用地				0
	鉄軌道用地		326,279	49	326,230
	その他の雑種地	293,952	1,557,450	84,358	1,473,092
計		293,952	1,883,729	84,407	1,799,322
その他		4,116,455			
合計		4,787,524	14,222,476	1,127,536	13,094,940

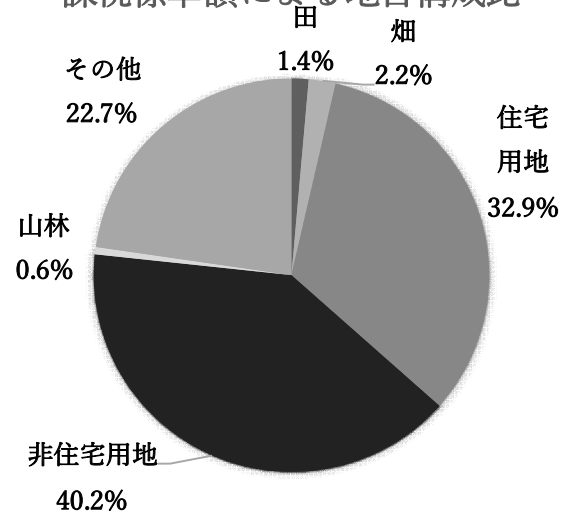
資料：令和4年度概要調書第2表

つづく⇒

地積による地目構成比



課税標準額による地目構成比



(単位：m²，千円，筆，円/m²)

総額 オ	決定価格			筆数				単位当り価格	
	法定免税 点未満 カ	法定免税 点以上オカ キ	キに係る 課税標準額 ク	非課税 筆数	評価 総筆数 コ	法定免税 点未満 サ	法定免税 点以上 シ	平均価格 オ/イ ス	最高価格 セ
341,713	28,824	312,889	312,889	87	3,900	433	3,467	105	113
224,108	0	224,108	74,703	1	57	0	57	9,072	26,240
132,808	11,978	120,830	120,830	9	2,598	310	2,288	60	61
1,553,581	4,167	1,549,414	479,267	2	343	13	330	10,764	37,705
36,630,942	436,796	36,194,146	6,032,355		7,649	450	7,199	26,886	62,072
8,630,382	13,207	8,617,175	2,872,390		4,042	54	3,988	12,979	61,889
15,793,867	3,003	15,790,864	10,881,658		1,358	18	1,340	18,090	68,459
61,055,191	453,006	60,602,185	19,786,403	206	13,049	522	12,527	21,050	68,459
				0					
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	0	4	4	16	1	0	1	47	45
153,422	17,888	135,534	135,534	91	2,652	600	2,052	49	51
11,493	1,221	10,272	10,272	17	329	48	281	46	46
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17,804	5,326	12,478	12,478	92	1,510	405	1,105	45	45
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,070,855	132	1,070,723	651,120	0	1,262	5	1,257	3,282	3,816
7,745,729	55,042	7,690,687	5,469,300	956	2,589	593	1,996	4,973	60,682
8,816,584	55,174	8,761,410	6,120,420	956	3,851	598	3,253	4,680	60,682
				8,039					
72,306,708	577,584	71,729,124	27,052,800	9,516	28,290	2,929	25,361	5,084	

つづき

5 宅地に関する調（法定免税点以上）

（単位：㎡，千円，筆，円/㎡）

地区別	区分	地積 ア	決定価格 イ	課税標準額 ウ	単位当り価格		最高価格地 の所在地
					平均価格 イ/ア	最高価格	
商業地区	繁華街				—	—	
	高度商業地区				—	—	
	普通商業地区	184,504	5,645,387	3,536,861	30,598	68,459	中央台2丁目
	計	184,504	5,645,387	3,536,861	30,598	68,459	
住宅地区	併用住宅地区				—	—	
	高級住宅地区				—	—	
	普通住宅地区	1,513,943	45,015,587	11,682,267	29,734	54,370	中央台1丁目
	計	1,513,943	45,015,587	11,682,267	29,734	54,370	
工業地区	大工業地区				—	—	
	中小工業地区				—	—	
	家内工業地区				—	—	
	計				—	—	
村落地区	集団地区				—	—	
	村落地区	1,147,579	9,906,396	4,547,507	8,632	18,585	上本佐倉外宿
	計	1,147,579	9,906,396	4,547,507	8,632	18,585	
観光地区					—	—	
農業用施設の用に供する宅地		8,493	34,815	19,768	4,099	4,903	柏木谷津下
生産緑地地区内の宅地					—	—	
合計		2,854,519	60,602,185	19,786,403	21,230		

資料：令和4年度概要調書第4表

6 家屋の概要に関する調

区分		総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
納税義務者（人）		7,314	161	7,153
棟数	木造	6,474	214	6,260
	非木造	1,810	14	1,796
	計	8,284	228	8,056
床面積（㎡）	木造	688,776	7,828	680,948
	非木造	535,449	338	535,111
	計	1,224,225	8,166	1,216,059
決定価格（千円）	木造	16,788,083	12,107	16,775,976
	非木造	23,871,016	1,257	23,869,759
	計	40,659,099	13,364	40,645,735
単位当り価格（円）	木造	24,374	1,547	24,636
	非木造	44,581	3,719	44,607
	計	33,212	1,637	33,424

資料：令和4年度概要調書第21表，22表

（参考）実際免税点の額：20万円

7 家屋の増減状況（現年課税分）の推移

年度	項目	増減			減少		
		木造	非木造	計	木造	非木造	計
30	棟数（棟）	37	18	55	46	3	49
	面積（㎡）	3,887	2,316	6,203	3,755	322	4,077
	㎡当り単価（円）	78,112	73,571	76,417	15,364	13,522	15,218
	決定価格（千円）	303,622	170,390	474,012	57,691	4,354	62,045
元	棟数（棟）	84	14	98	42	3	45
	面積（㎡）	10,768	3,247	13,691	3,662	549	4,211
	㎡当り単価（円）	71,921	83,706	76,417	10,906	15,337	11,483
	決定価格（千円）	774,442	271,795	1,046,237	39,937	8,420	48,357
2	棟数（棟）	72	12	84	53	7	60
	面積（㎡）	8,936	1,536	10,472	4,478	294	4,772
	㎡当り単価（円）	76,930	66,477	75,396	11,172	14,279	11,362
	決定価格（千円）	687,445	102,109	789,554	50,026	4,198	54,224
3	棟数（棟）	63	18	81	68	13	81
	面積（㎡）	7,069	9,724	16,793	5,413	2,197	7,610
	㎡当り単価（円）	79,809	75,245	77,166	12,436	43,354	21,362
	決定価格（千円）	564,171	731,684	1,295,855	67,317	95,248	162,565
4	棟数（棟）	65	8	73	48	8	56
	面積（㎡）	9,036	1,618	10,654	4,277	718	4,995
	㎡当り単価（円）	82,771	92,174	84,199	12,950	18,325	13,723
	決定価格（千円）	747,923	149,138	897,061	55,389	13,157	68,546

資料：令和4年度概要調書第31表～34表

8 都市計画税に関する調（法定免税点以上）

区分		項目	地積(千㎡)	決定価格(千円)	課税標準額(千円)
			床面積(㎡)		
土地	宅地等	宅地	1,699	50,660,974	22,728,260
		その他	675	5,719,408	3,980,435
		小計	2,374	56,380,382	26,708,695
	農地	170	1,773,521	1,044,994	
計			2,544	58,153,903	27,753,689
家屋	木造家屋		494,406	13,007,984	13,007,984
	非木造家屋		355,803	16,882,792	16,873,266
	計		850,209	29,890,776	29,881,250
合計				88,044,679	57,634,939

資料：令和4年度概要調書第53表、第54表

9 償却資産の価格等に関する調

(単位：千円)

種類	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳		
			課税標準の特例規定を受けるもの	左記以外のもの	
町長が価格等を決定したもの	構築物	5,758,391	5,734,839	23,510	5,711,329
	機械及び装置	4,347,848	4,323,401		4,323,401
	船舶		0		
	航空機		0		
	車両及び運搬具	23,612	23,612		23,612
	工具、器具及び備品	1,534,306	1,534,198	108	1,534,090
	小計	11,664,157	11,616,050	23,618	11,592,432
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	20,609,560	19,732,628		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,026,395	1,026,357		
	小計	21,635,955	20,758,985		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの					
合計		33,300,112	32,375,035		
内訳	町分の額		32,375,035		
	県分の額				

資料：令和4年度概要調書第70表

10 国有資産等所在市町村交付金の状況

■調定の状況

(単位：千円)

区分	価格	算定標準額	交付金額	団体数
交付金	1,435,801	302,636	4,236	1

■国有資産等所在市町村交付金の状況

(単位：千円)

区分		国有資産		公有資産		交付金額の計
		算定標準額	交付金額	算定標準額	交付金額	
貸付資産	係住る宅のもの	1/6適用		194,060	2,716	2,716
		1/3適用				0
		2/5適用		108,576	1,520	1,520
	住宅以外のもの					0
計		0	0	302,636	4,236	4,236

資料：令和4年度概要調書第89表

(注) 1/6適用：小規模住宅用地、1/3適用：一般住宅用地、2/5適用：住宅

1.1 調定額（現年課税分・法定免税点以上）・収入済額の推移

(単位：千円，%)

区分	年度	30				元				2			
		調定額	前年比	収入額	前年比	調定額	前年比	収入額	前年比	調定額	前年比	収入額	前年比
固定資産税	土地	385,301	100.6	375,631	99.7	380,456	98.7	375,397	99.9	385,421	101.3	381,275	101.6
	家屋	490,037	96.7	477,739	95.8	516,334	105.4	509,467	106.6	552,220	107.0	546,279	107.2
	小計	875,338	98.4	853,370	97.5	896,790	102.5	884,864	103.7	937,641	104.6	927,554	104.8
	償却資産	438,786	101.9	438,786	101.9	461,983	105.3	455,839	103.9	478,307	103.5	473,162	103.8
	合計	1,314,124	99.5	1,292,156	99.0	1,358,773	103.4	1,340,703	103.8	1,415,948	104.2	1,400,716	104.5
都市計画税	土地	56,215	98.7	55,275	98.1	57,075	101.5	56,316	101.9	63,431	111.1	62,749	111.4
	家屋	54,992	98.0	54,073	97.5	57,074	103.8	56,315	104.1	51,899	90.9	51,340	91.2
	合計	111,207	98.4	109,348	97.8	114,149	102.6	112,631	103.0	115,330	101.0	114,089	101.3

区分	年度	3				4			
		調定額	前年比	収入額	前年比	調定額	前年比	収入額	前年比
固定資産税	土地	379,124	98.4	375,232	98.4	378,739	99.9		
	家屋	536,059	97.1	530,631	97.1	550,702	102.7		
	小計	915,183	97.6	905,863	97.7	929,441	101.6		
	償却資産	450,324	94.1	447,788	94.6	452,744	100.5		
	合計	1,365,507	96.4	1,353,651	96.6	1,382,185	101.2		
都市計画税	土地	55,523	87.5	54,867	87.4	55,507	100.0		
	家屋	57,520	110.8	57,107	111.2	59,762	103.9		
	合計	113,043	98.0	111,974	98.1	115,269	102.0		

資料：決算統計（平成30年度～令和3年度）、当初賦課実績（令和4年度）

1 2 固定資産基準地等価格一覧表

■地価公示地価格（1月1日時点）

（単位：円／㎡）

所在	市街化 区域	調整 市街化 区域	30	元	2	3	4
中央台1丁目14番11	●		69,000	69,200	69,400	69,400	69,400
下岩橋東新田301番4	●		34,000	34,100	34,200	34,200	34,200
東酒々井1丁目1番217	●		62,400	62,600	62,800	62,800	62,800
酒々井上宿1632番7	●		32,900	32,900	32,900	32,900	32,900
中川苗代場328番	●		57,600	57,600	57,800	57,800	57,800
本佐倉北押出し263番196	●		31,100	31,000	30,900	30,900	30,900
馬橋中之尾余673番3		●	17,400	17,300	17,200	17,000	16,800

■県基準地価格（7月1日時点）

（単位：円／㎡）

所在	市街化 区域	調整 市街化 区域	30	元	2	3	4
中央台2丁目14番10	●		67,000	67,100	67,100	67,100	67,100
上岩橋岩崎348番5	●		47,800	47,900	47,900	47,900	47,900
東酒々井4丁目4番145	●		57,800	57,900	57,900	57,900	57,900
上本佐倉1丁目6番4	●		29,100	29,000	28,900	28,800	28,700
尾上馬場354番		●	8,000	7,950	7,900	7,850	7,800
中央台1丁目29番4	●		85,600	85,700	85,700	85,700	85,700

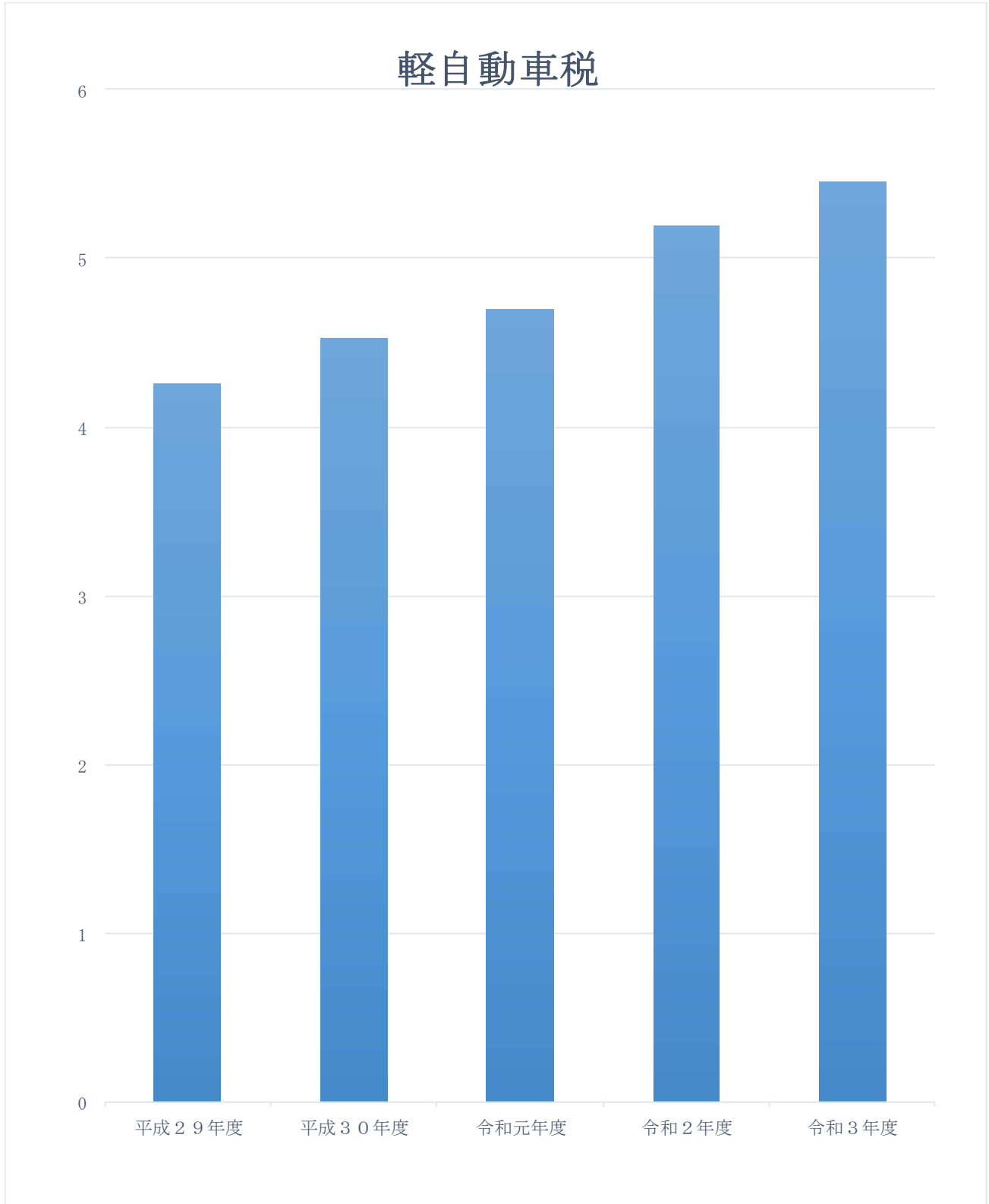
■固定資産税基準地等評価額（1月1日時点）

（単位：円／㎡）

基準地等の所在	基準地	付近	市街化 区域	市街化 調整区域	評価額
酒々井横町		町道02-009号線付近	●		17,900
酒々井下宿		県道宗吾酒々井線付近	●		23,600
上本佐倉中宿		町道02-011号線付近	●		18,600
本佐倉北押出し		成城台団地	●		21,100
本佐倉南押出し		町道3B-080号線付近	●		12,200
馬橋中之尾余		町道3B-141号線付近		●	11,700
尾上柳作		国道296号線付近		●	12,100
墨仲之尾余		町道3B-046号線付近		●	5,500
中川埜原谷津		国道51号線付近	●		41,300
上岩橋中川		町道02-005号線付近	●		33,500
柏木鶴巻		町道01-003号線付近		●	10,800
下岩橋溜ノ台		町道01-001号線付近	●		25,100
伊籬大日		国道51号線付近		●	17,500
伊籬新田井戸台		町道2B-010号線付近		●	6,300
上本佐倉一丁目		国道51号線付近	●		22,300
東酒々井一丁目		町道01-007号線付近	●		54,000
東酒々井三丁目		町道2B-065号線付近	●		38,800
東酒々井五丁目		町道01-007号線付近	●		41,100
中央台1丁目	◎	町道01-006号線付近	●		59,900
中央台2丁目		町道02-008号線付近	●		47,400
中央台4丁目		町道02-008号線付近	●		44,700
ふじき野一丁目		町道2B-288号線付近	●		34,700

Ⅲ 税目別の概要

単位：千万円



1 軽自動車税のあらまし

ア 納税義務者

主たる定置場を町内に有する軽自動車等の所有者（所有権留保付売買のあった場合には、購入者）

イ 課税客体

原動機付自転車、軽自動車及び小型特殊自動車、二輪の小型自動車の区分により年税額がそれぞれ確定する。

ウ 税額

(1) 種別割

(単位：円)

種別		年税額	重課	軽課 (令和4年度分の適用)			
原動機付自転車	総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの	2,000	両初度検査年月から13年超の車	初度検査が令和3年4月から令和4年3月までの車両			
	総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの	2,000		電気自動車等	ガソリン車 ハイブリッド車		
	総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	2,400			91準令 02達和 %年成2 達度車年 成燃か度 車費つ燃 基令費 準和基	71準令 02達和 %年成2 達度車年 成燃か度 車費つ燃 基令費 準和基	
	三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	3,700					
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪のもの（側車付のものを含む。）	3,600					
	三輪のもの	3,900 ※2 3,100	4,600	1,000	※1 2,000 ※1 3,000		
	四輪以上のもの	乗用のもの 営業用	6,900 ※2 5,500	8,200	1,800	3,500	5,200
		自家用	10,800 ※2 7,200	12,900	2,700	対象外	対象外
	貨物のもの	営業用	3,800 ※2 3,000	4,500	1,000	対象外	対象外
		自家用	5,000 ※2 4,000	6,000	1,300	対象外	対象外
	農耕作業用（刈取脱穀作業用自動車を含む。）	2,400					
その他(小型特殊自動車)	5,900						
二輪の小型自動車		6,000					

※1 営業用車両のみ対象

※2 年税額は、平成27年3月31日以前に最初（新車）の新規検査をした車両に適用

(2) 環境性能割

取得価額×1～2%

エ 納税

(1) 賦課期日：4月1日

(2) 納付月：5月

(3) 納付方法：口座振替または現金納付

2 軽自動車税に関する調（定期分）

年度		29					30					元					
		a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b- c)	調定額 (千円)	a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b- c)	調定額 (千円)	a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b- c)	調定額 (千円)	
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	979	0	1	978	1,956	969	0	1	968	1,936	947	1	2	944	1,888	
	ミニカー	21	0	0	21	78	20	0	0	20	74	20	0	0	20	74	
	90cc以下	41	0	0	41	82	42	0	0	42	84	39	0	0	39	78	
	125cc以下	150	0	0	150	360	152	0	0	152	365	170	0	1	169	406	
	小計	1,191	0	1	1,190	2,476	1,183	0	1	1,182	2,459	1,176	1	3	1,172	2,446	
小 型 特 殊 自 動 車	二輪車	230	0	0	230	828	218	0	0	218	785	211	0	0	211	759	
	三輪車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	乗四 用輪	営業用	7	0	1	6	33	6	0	1	5	30	4	0	1	3	17
		自家用	4,014	8	69	3,937	33,021	4,174	8	68	4,098	35,816	4,195	9	71	4,115	37,008
	貨四 物輪	営業用	33	0	1	32	106	33	0	1	32	103	36	0	1	35	123
		自家用	943	4	7	932	4,488	940	4	8	928	4,484	914	4	5	905	4,436
	農耕用	180	0	0	180	432	179	0	0	179	430	182	0	0	182	437	
	専ら雪上を 走行するもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他（小型特殊自動車）	10	3	0	7	41	10	3	0	7	41	12	3	0	9	53	
小計	5,417	15	78	5,324	38,949	5,560	15	78	5,467	41,689	5,554	16	78	5,460	42,833		
二輪の小型自動車		255	0	0	255	1,530	252	0	0	252	1,512	244	0	0	244	1,464	
合計		6,863	15	79	6,769	42,955	6,995	15	79	6,901	45,660	6,974	17	81	6,876	46,743	
対前年比	税額	105.1%					106.3%					102.4%					
	d欄	99.9%					102.0%					99.6%					

つづき

年度		2					3					
		a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b- c)	調定額 (千円)	a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b- c)	調定額 (千円)	
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	926	0	1	925	1,850	859	0	1	858	1,716	
	ミニカー	18	0	0	18	67	18	0	0	18	67	
	90cc以下	34	0	0	34	68	38	0	0	38	76	
	125cc以下	168	0	1	167	401	174	0	1	173	415	
	小計	1,146	0	2	1,144	2,386	1,089	0	2	1,087	2,274	
小 型 特 殊 自 動 車 及 び 軽 自 動 車	二輪車	208	0	0	208	749	213	0	0	213	767	
	三輪車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	乗四 用輪	営業用	3	0	1	2	11	3	0	1	2	11
		自家用	4,433	9	88	4,336	40,036	4,505	9	87	4,409	41,945
	貨四 物輪	営業用	36	0	1	35	121	46	0	1	45	161
		自家用	964	4	8	952	4,757	946	4	7	935	4,756
	農耕用	179	0	0	179	430	177	0	0	177	425	
	専ら雪上を 走行するもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他(小型特殊自動車)	12	3	0	9	53	12	3	0	9	53	
小計	5,835	16	98	5,721	46,157	5,902	16	96	5,790	48,118		
二輪の小型自動車		262	0	0	262	1,572	264	0	0	264	1,584	
合計		7,243	16	100	7,127	50,115	7,255	16	98	7,141	51,976	
対前年比	税額	122.6%					103.7%					
	d欄	105.1%					100.2%					

(参考) 課税状況調べ(第33表)

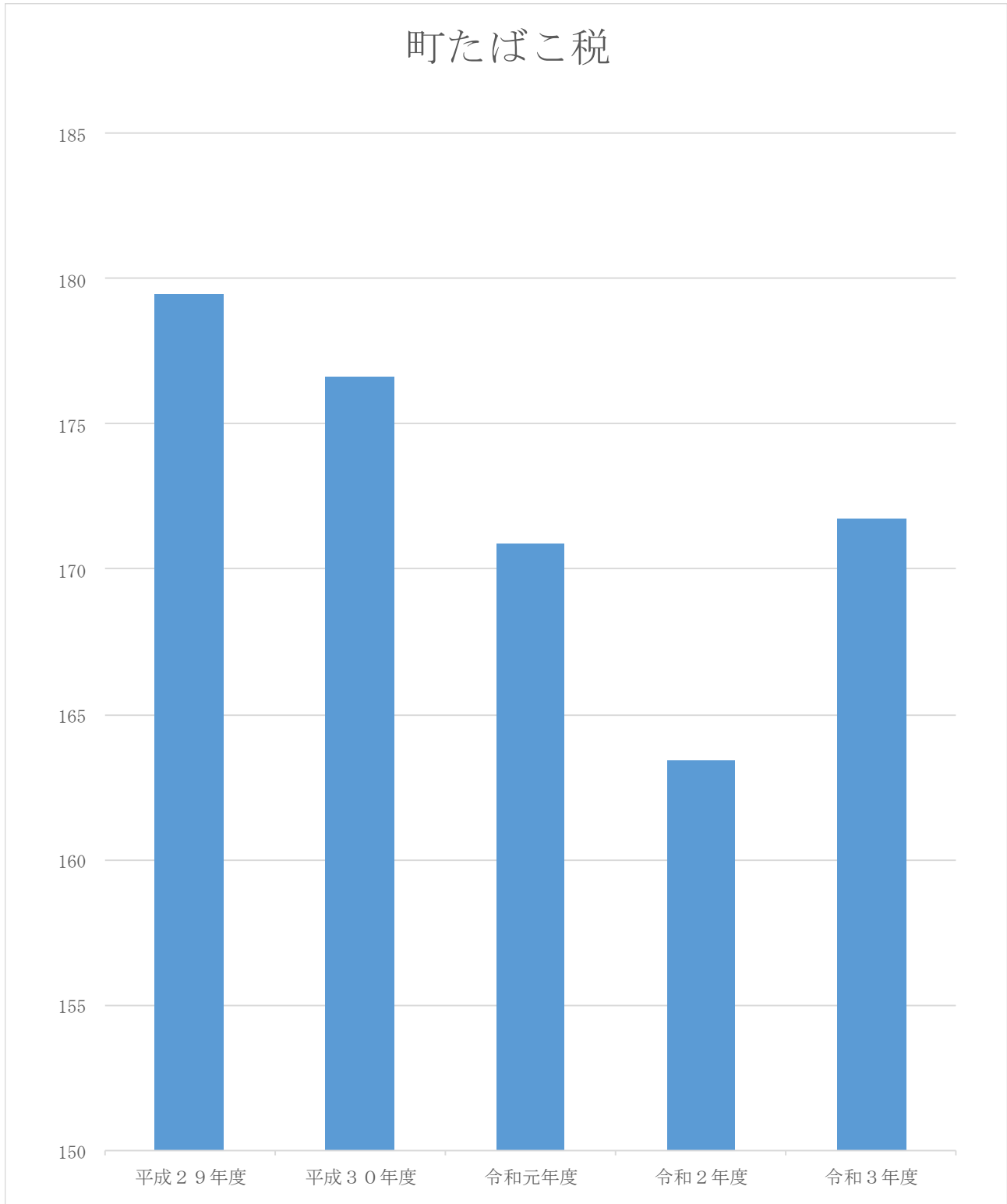
車種			年度		29					30					元				
			a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b- c)	調定額 (千円)	a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b- c)	調定額 (千円)	a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b- c)	調定額 (千円)		
(標準税率) 四輪車	乗用	営業用	7	0	1	6	33	5	0	1	4	22	3	0	0	3	17		
		自家用	2,713	8	50	2,655	19,174	2,463	8	42	2,413	17,374	2,168	8	42	2,118	15,250		
	貨物用	営業用	26	0	1	25	75	27	0	1	26	78	19	0	1	18	54		
		自家用	495	3	4	488	1,964	436	3	4	429	1,716	380	2	2	376	1,504		
(新税率) 四輪車	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		自家用	337	0	6	331	3,575	647	0	14	633	6,836	880	1	20	859	9,277		
	貨物用	営業用	2	0	0	2	8	3	0	0	3	11	11	0	0	11	42		
		自家用	92	0	1	91	455	160	0	0	160	800	194	0	1	193	965		
(重課) 四輪車	乗用	営業用	0	0	0	0	0	1	0	0	1	8	1	0	1	0	0		
		自家用	652	0	9	643	8,295	709	0	8	701	9,043	747	0	7	740	9,546		
	貨物用	営業用	5	0	0	5	23	3	0	0	3	14	6	0	0	6	27		
		自家用	331	1	2	328	1,974	314	1	4	309	1,854	318	2	2	314	1,884		
(75%軽課) 四輪車	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	貨物用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(50%軽課) 四輪車	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		自家用	193	0	1	192	1,037	105	0	1	104	562	107	0	0	107	578		
	貨物用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(25%軽課) 四輪車	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		自家用	119	0	3	116	940	250	0	3	247	2,001	293	0	2	291	2,357		
	貨物用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		自家用	25	0	0	25	95	30	0	0	30	114	22	0	0	22	84		

つづき

年度 車種			2					3				
			a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b- c)	調定額 (千円)	a 保有 台数	b 官公 署分	c 課税 免除	d (a-b- c)	調定額 (千円)
(標準税率) 四輪車	乗用	営業用	2	0	0	2	11	2	0	0	2	11
		自家用	1,958	8	40	1,910	13,752	1,712	8	34	1,670	12,024
	貨物用	営業用	17	0	1	16	48	17	0	1	16	48
		自家用	313	2	3	308	1,232	261	2	3	256	1,024
(新税率) 四輪車	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用	1,176	1	29	1,146	12,377	1,423	1	36	1,386	14,969
	貨物用	営業用	15	0	0	15	57	23	0	0	23	87
		自家用	279	0	2	277	1,385	321	0	1	320	1,600
(重課) 四輪車	乗用	営業用	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0
		自家用	821	0	18	803	10,359	877	0	17	860	11,094
	貨物用	営業用	3	0	0	3	13	5	0	0	5	23
		自家用	344	2	3	339	2,034	354	2	3	349	2,094
(75%軽課) 四輪車	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貨物用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(50%軽課) 四輪車	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用	117	0	0	117	632	50	0	0	50	270
	貨物用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(25%軽課) 四輪車	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用	361	0	1	360	2,916	443	0	0	443	3,588
	貨物用	営業用	1	0	0	1	3	1	0	0	1	3
		自家用	28	0	0	28	106	10	0	0	10	38

Ⅲ 税目別の概要

単位：百万円



1 町たばこ税のあらまし

ア 納税義務者

たばこを喫煙する消費者が負担し、日本たばこ産業（株）・T Sネットワーク（株）・太豊通商（株）の卸売販売業者などが納税する。

イ 課税客体

卸売販売業者が小売販売業者に行う製造たばこの売渡し又は消費等

ウ 課税標準

売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数

エ 税率

紙巻たばこ等（旧三級品含む） 千本につき 6, 5 5 2 円

オ 納税

毎月 1 日から月末までの間の課税標準数量や税額などを卸売販売業者が申告して納税する。

2 町たばこ税の推移

項目 \ 年度	29	30	元	2	3
※売渡本数（千本）	1, 261 33, 472	1, 008 31, 893	478 29, 881	28, 013	27, 212
※税率	<u>3, 355</u> 1, 000 <u>5, 262</u> 1, 000	<u>4, 000</u> 1, 000 <u>5, 262</u> 1, 000	<u>4, 000</u> 1, 000 <u>5, 692</u> 1, 000	<u>5, 692</u> 1, 000（注 3）	<u>6, 122</u> 1, 000（注 4）
※税額（千円）	4, 164 176, 125	3, 955 172, 976	1, 913 170, 085	163, 999	172, 119
合計税額（千円）	180, 289	176, 931	171, 998	163, 999	172, 119
返還控除税額（千円）	847	1, 104	1, 146	1, 335	1, 239
手持ち品課税額（千円）	21	793	16	779	856
差引調定額（千円）	179, 463	176, 620	170, 868	163, 443	171, 736

※上段の数値は旧 3 級品の紙巻たばこ、下段の数値はそれ以外の製造たばこ

（注 1）平成 30 年 10 月 1 日以降は、5, 6 9 2 / 1, 0 0 0

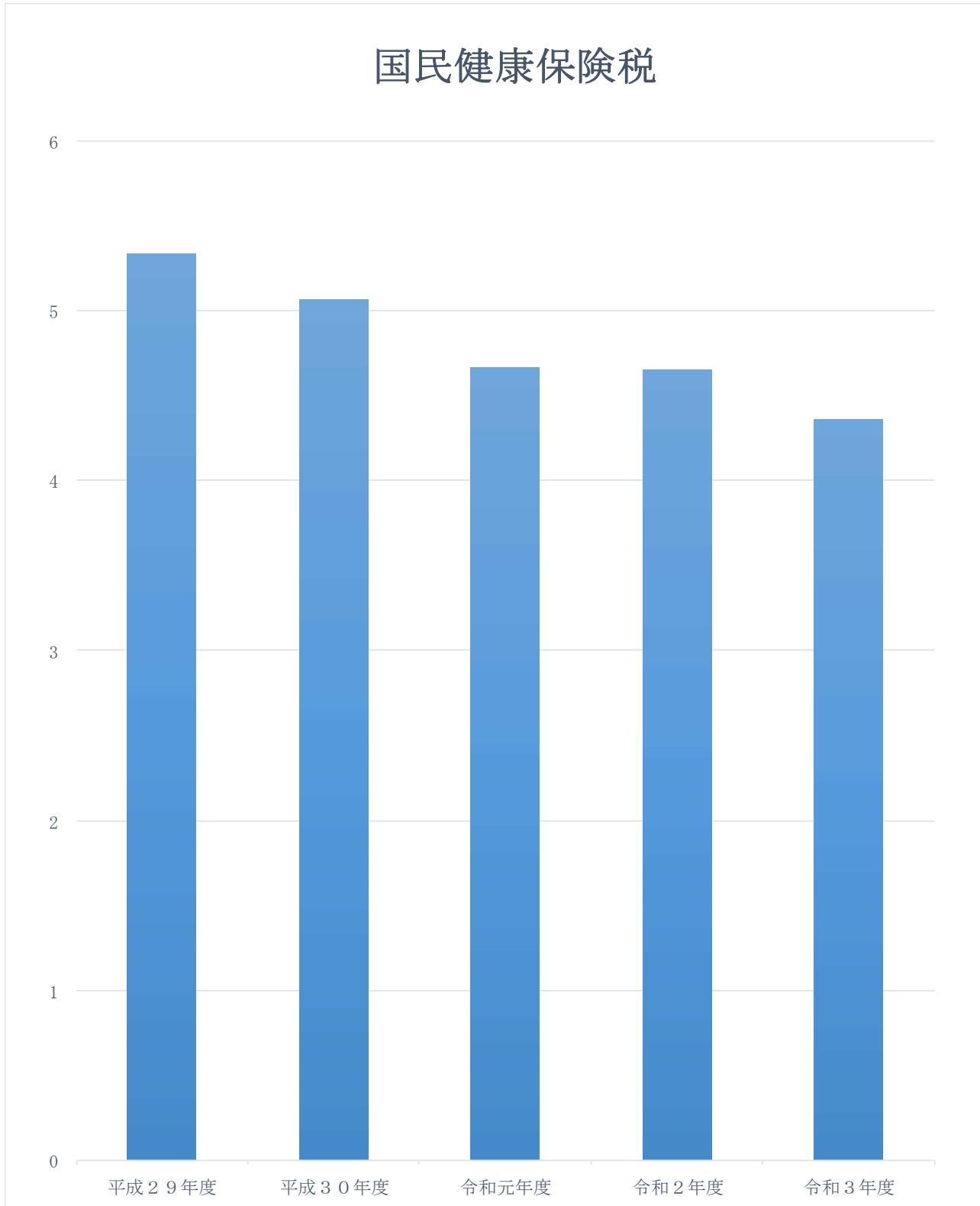
（注 2）令和元年 10 月 1 日より旧三級品による特例税率が廃止され、それ以外の製造たばこと同じ税率になりました。

（注 3）令和 2 年 10 月 1 日以降は、6, 1 2 2 / 1, 0 0 0

（注 4）令和 3 年 10 月 1 日以降は、6, 5 5 2 / 1, 0 0 0

Ⅲ 税目別の概要

単位：億円



1 国民健康保険税のあらまし

ア 納税義務者

- (ア) 国民健康保険税は、町内に住所がある国民健康保険加入世帯の世帯主に課税され、世帯主が納税義務者になります。
- (イ) 世帯主が社会保険等の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。(擬制世帯主といいます)

イ 税率等

国民健康保険加入世帯単位に計算し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合計が国民健康保険税額になります。

- (ア) 基礎課税額：加入者それぞれの所得、加入者数に応じて計算した額に一世帯あたりの平等割額を合計した額です。
- (イ) 後期高齢者支援金等課税額：加入者それぞれの所得、加入者数に応じて計算した額です。
- (ウ) 介護納付金課税額：加入者のうち介護保険第2号被保険者（年齢が40歳以上65歳未満の方）のそれぞれの所得及び人数に応じて計算し合計した額です。

区分	課税対象	税率等		
		基礎課税額	後期高齢者支援金課等税額	介護納付金課税額
所得割	前年中の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額（基準所得金額）	5.6%	2.7%	1.4%
均等割	国保加入者数（1人当たり）	23,000円	6,400円	13,000円
平等割	国保加入世帯（1世帯当たり）	31,200円		
課税限度額		630,000円	190,000円	170,000円

ウ 賦課期日：4月1日

エ 納期限等

(ア) 口座振替または現金納付

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納付月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

(イ) 年金からの特別徴収

徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納期	年金支給月					

2 国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移

区分		年度					
		30	元	2	3	4	
町の世帯数（世帯） A		9,753	9,826	9,873	9,811	9,803	
町の人口（人） B		20,906	20,778	20,727	20,528	20,302	
国保加入世帯数（世帯） C		3,380	3,249	3,171	3,168	3,155	
Cの被保険者数（人） D		5,439	5,146	4,974	4,894	4,778	
加入割合（%） C/A		35	33	32	32	32	
加入割合（%） D/B		26	25	24	24	24	
課税内訳	所得割総額（千円）	基礎分	218,748	193,846	193,838	177,436	184,014
		支援分	105,467	93,461	93,457	85,549	88,721
		介護分	15,991	14,579	16,153	14,581	15,689
	資産割総額（千円）	基礎分	33,997				
		基礎分	127,213	119,968	116,150	114,494	111,458
		支援分	35,398	33,382	32,320	31,859	31,014
	被保険者均等割総額（千円）	介護分	20,046	18,330	18,187	17,966	17,433
		基礎分	102,367	97,742	95,168	94,723	93,647
		基礎分	482,325	411,556	405,156	386,653	389,119
	世帯別平等割総額（千円）	支援分	140,865	126,843	125,777	117,408	119,735
		介護分	36,037	32,909	34,340	32,547	33,122
		基礎分	5.6/100	5.6/100	5.6/100	5.6/100	5.6/100
税率	所得割	支援分	2.7/100	2.7/100	2.7/100	2.7/100	2.7/100
		介護分	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100
		基礎分	25.0/100	廃止	廃止	廃止	廃止
	資産割	基礎分	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
		支援分	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400
		介護分	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
	被保険者均等割（円）	基礎分	31,200	31,200	31,200	31,200	31,200
		支援分	510,000	580,000	610,000	630,000	630,000
		介護分	160,000	190,000	190,000	190,000	190,000
	世帯別平等割（円）	介護分	130,000	160,000	160,000	170,000	170,000
		基礎分	510,000	580,000	610,000	630,000	630,000
		支援分	160,000	190,000	190,000	190,000	190,000
課税限度額（円）	介護分	130,000	160,000	160,000	170,000	170,000	
	所得割の按分基礎					法第703条の4第6項の総所得金額（ただし書方式）	
	資産割の按分基礎					固定資産税額のうち土地及び家屋に係る税額	

資料：本算定税率試算時の数値

（参考）平成12年4月1日から介護保険施行，平成20年4月1日から後期高齢者医療支援金施行

3 国民健康保険税決算額の推移

(単位：千円・%)

年度			30				元				2			
税目		区分	調定額	収入済額	収納率	前年比	調定額	収入済額	収納率	前年比	調定額	収入済額	収納率	前年比
一般被保険者	基礎 支援金 介護	現年	365,411	338,950	92.8	95.4	329,705	304,060	92.2	89.7	324,005	302,777	93.4	99.6
			106,492	98,954	92.9	98.6	105,286	97,454	92.6	98.5	102,647	96,150	93.7	98.7
			26,785	23,617	88.2	94.5	27,092	23,797	87.8	100.8	27,638	24,707	89.4	103.8
	基礎 支援金 介護	滞繰	146,223	26,975	18.4	92.6	136,555	27,380	20.1	101.5	122,456	28,580	23.3	104.4
			43,056	7,851	18.2	95.4	40,138	8,202	20.4	104.5	36,227	8,315	23.0	101.4
			20,869	3,255	15.6	86.6	19,184	3,717	19.4	114.2	16,839	3,666	21.8	98.6
退職被保険者	基礎 支援金 介護	現年	4,031	3,803	94.3	55.1	575	575	100.0	15.1	0	0	0.0	0.0
			1,166	1,082	92.8	56.6	194	194	100.0	17.9	0	0	0.0	0.0
			856	801	93.6	51.5	131	131	100.0	16.4	0	0	0.0	0.0
	基礎 支援金 介護	滞繰	2,262	658	29.1	177.8	1,670	627	37.5	95.3	1,030	406	39.4	64.8
			710	217	30.6	193.8	522	205	39.3	94.5	315	145	46.0	70.7
			544	168	30.9	154.1	391	152	38.9	90.5	236	102	43.2	67.1
小計	現滞	504,741	467,207	92.6	95.2	462,983	426,211	92.1	91.2	454,290	423,634	93.3	99.4	
		213,664	39,124	18.3	93.8	198,460	40,283	20.3	103.0	177,103	41,214	23.3	102.3	
合計			718,405	506,331	70.5	95.0	661,443	466,494	70.5	92.1	631,393	464,848	73.6	99.6

年度			3				4
税目		区分	調定額	収入済額	収納率	前年比	当初予算
一般被保険者	基礎 支援金 介護	現年	305,604	287,635	94.1	94.6	265,424
			96,063	90,646	94.4	93.0	81,770
			26,605	24,279	91.3	102.0	23,035
	基礎 支援金 介護	滞繰	107,208	23,271	21.7	85.0	20,054
			32,197	7,074	22.0	86.2	6,118
			15,115	2,841	18.8	76.4	2,614
退職被保険者	基礎 支援金 介護	現年	0	0	0	0.0	1
			0	0	0	0.0	1
			0	0	0	0.0	1
	基礎 支援金 介護	滞繰	616	100	16.2	15.9	121
			167	33	19.8	16.1	33
			132	22	16.7	14.5	24
小計	現滞	428,272	402,560	94.0	94.5	370,232	
		155,435	33,341	21.5	82.8	28,964	
合計			583,707	435,901	74.7	93.4	399,196

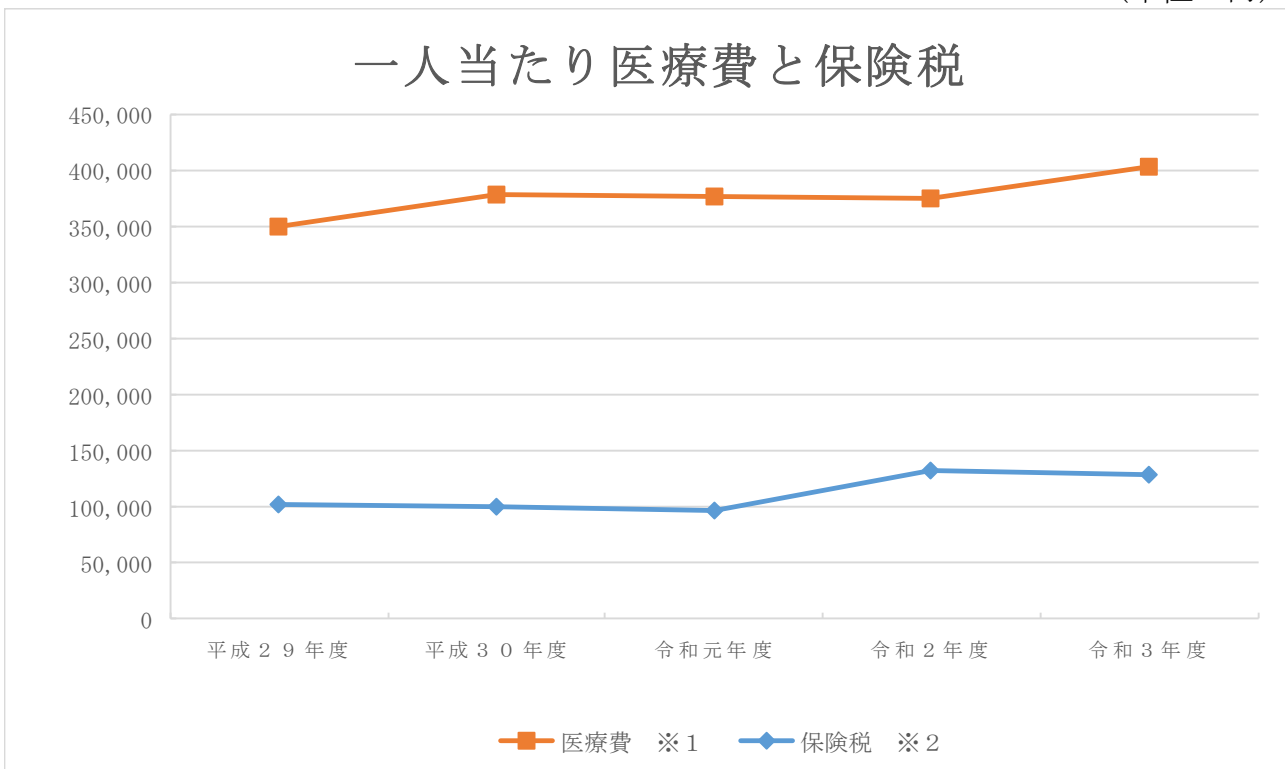
4 令和3年度国民健康保険税の決算状況

(単位：千円・%)

税目		区分	予算額	調定額	収入済額	還付未済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	2年度 収納率
一般被保険者	基礎 支援金 介護	現年	287,152	305,604	287,634	84	0	17,970	94.1	93.4
			89,250	96,063	90,646	4	0	5,417	94.4	93.7
			24,592	26,604	24,279	0	0	2,325	91.3	89.4
	基礎 支援金 介護	滞繰	20,986	107,208	23,271	0	7,339	76,598	21.7	23.3
			6,402	32,197	7,074	0	2,169	22,954	22.0	23.0
			2,454	15,115	2,841	0	1,001	11,273	18.8	21.8
退職被保険者	基礎 支援金 介護	現年	1	0	0	0	0	0	0.0	0.0
			1	0	0	0	0	0	0.0	0.0
			1	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	基礎 支援金 介護	滞繰	77	616	100	0	0	516	16.2	39.4
			24	167	34	0	0	133	20.4	46.0
			18	132	22	0	0	110	16.7	43.2
小計	現	400,997	428,271	402,559	88	0	25,712	94.0	93.3	
	滞	29,961	155,435	33,342	0	10,509	111,584	21.5	23.3	
合計			430,958	583,706	435,901	88	10,509	137,296	74.7	73.6

5 国民健康保険一人当たり医療費と保険税の推移

(単位：円)



(単位：円)

区分	年度	29	30	元	2	3
医療費 ※1		348,841	378,578	376,776	374,141	403,699
保険税 ※2		100,879	100,207	96,435	131,897	127,446

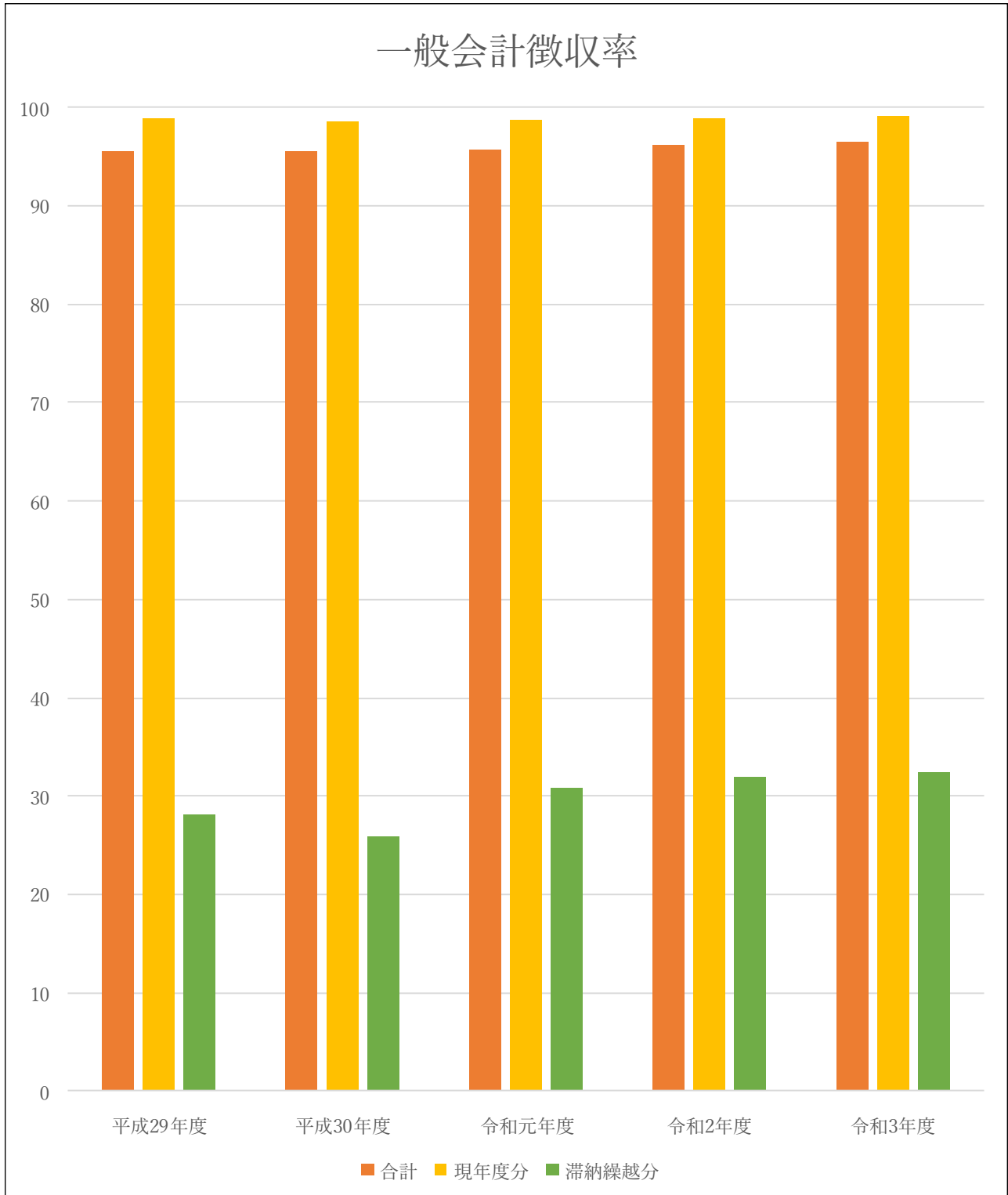
(資料) 酒々井町国民健康保険運営協議会会議資料より

※1 一部負担金を除いた値

※2 現年分の決算調定額

IV 徴収の概要

単位：％



1 町税の口座振替状況調

(単位：人，件，%)

年度	税目	区分	納税義務者数	口座振替依頼数	加入率	口座振替依頼数
			A	B	B/A	対前年比
2	町・県民税普通徴収		2,829	487	17.2	98.19
	固定資産税・都市計画税		9,017	3,654	40.5	99.97
	軽自動車税		7,228	673	9.3	93.86
	国民健康保険税		2,501	824	32.9	94.60
	計		21,575	5,638	26.1	98.24
3	町・県民税普通徴収		3,127	475	15.2	97.54
	固定資産税・都市計画税		8,968	3,618	40.3	99.01
	軽自動車税		7,133	757	10.6	112.48
	国民健康保険税		2,973	817	27.5	99.15
	計		22,201	5,667	25.5	100.51

2 町税の口座振替納付状況調

(単位：円，%)

年度	税目	区分	税収入額	口座振替納付税額	口座振替率	口座振替納付税額
			A	B	B/A	対前年比
2	町・県民税普通徴収		316,192,249	66,359,906	21.0	104.45
	固定資産税・都市計画税		1,514,804,750	484,887,700	32.0	119.42
	軽自動車税		49,035,300	4,348,600	8.9	109.57
	国民健康保険税		338,659,400	130,501,500	38.5	78.97
	計		2,218,691,699	686,097,706	30.9	107.40
3	町・県民税普通徴収		282,478,781	63,154,899	22.4	99.41
	固定資産税・都市計画税		1,465,625,863	478,318,500	32.6	117.80
	軽自動車税		50,950,740	5,343,700	10.5	134.65
	国民健康保険税		324,901,591	119,781,500	36.9	72.49
	計		2,123,956,975	666,598,599	31.4	104.35

3 督促状発送状況の推移

(単位：件，%)

税目	年度	29	30	元	2	3
町民税	調定件数A	45,919	45,656	45,650	45,478	46,200
	発送件数B	2,238	2,298	2,214	1,987	1,873
	B/A	4.87	5.03	4.85	4.37	4.05
固定資産税・都市計画税	調定件数A	35,878	35,849	36,077	35,957	35,805
	発送件数B	2,921	2,926	3,054	3,066	2,736
	B/A	8.14	8.16	8.47	8.53	7.64
軽自動車税	調定件数A	6,779	6,899	6,876	7,126	7,133
	発送件数B	1,060	1,028	866	784	809
	B/A	15.64	14.90	12.59	11.00	11.34
国民健康保険税	調定件数A	20,508	19,481	18,176	18,324	18,332
	発送件数B	4,164	3,941	3,672	3,500	3,280
	B/A	20.30	20.23	20.20	19.10	17.89

4 不納欠損額の推移

(単位：人，円)

税目		年度	29		30		元	
			人数	金額	人数	金額	人数	金額
町民税	現年	0	0	0	0	0	0	
		滞繰	71	4,055,273	63	3,563,480	56	2,958,331
	個人	現年	0	0	0	0	0	0
		滞繰	68	3,896,973	59	3,329,280	53	2,719,131
	法人	現年	0	0	0	0	0	0
		滞繰	3	158,300	4	234,200	3	239,200
固定資産税	現年	0	0	0	0	0	0	
	滞繰	38	1,597,994	29	1,259,908	33	1,183,180	
軽自動車税	現年	0	0	0	0	0	0	
	滞繰	49	438,300	32	210,700	31	244,000	
都市計画税	現年	0	0	0	0	0	0	
	滞繰	—	137,406	—	105,638	—	99,249	
小計	現年	0	0	0	0	0	0	
	滞繰	158	6,228,973	124	5,139,726	120	4,484,760	
国民健康保険税	現年	0	0	0	0	0	0	
	滞繰	107	11,390,335	70	10,530,896	74	13,349,550	
合計	現年	0	0	0	0	0	0	
	滞繰	265	17,619,308	194	15,670,622	194	17,834,310	

税目		年度	2		3	
			人数	金額	人数	金額
町民税	現年	0	0	0	0	
		滞繰	56	2,981,989	40	3,147,026
	個人	現年	0	0	0	0
		滞繰	54	2,749,889	39	3,017,926
	法人	現年	0	0	0	0
		滞繰	2	232,100	1	129,100
固定資産税	現年	0	0	2	29,556	
	滞繰	32	1,815,492	18	938,925	
軽自動車税	現年	0	0	0	0	
	滞繰	36	221,300	31	308,485	
都市計画税	現年	0	0	2	2,444	
	滞繰	—	155,444	—	79,475	
小計	現年	0	0	2	32,000	
	滞繰	124	5,174,225	89	4,473,911	
国民健康保険税	現年	0	0	0	0	
	滞繰	63	7,420,395	56	10,508,719	
合計	現年	0	0	2	32,000	
	滞繰	187	12,594,620	145	14,982,630	

5 滞納繰越収納状況の推移

(単位：千円，%)

年度		29				30				元			
税目	区分	調定額	収入済額	収納率	収入額	調定額	収入済額	収納率	収入額	調定額	収入済額	収納率	収入額
		A	B	B/A	対前年比	A	B	B/A	対前年比	A	B	B/A	対前年比
町民税	個人	83,515	21,869	26.2	81.6	73,530	17,188	23.4	78.6	67,898	15,508	22.8	90.2
	法人	4,412	2,555	57.9	456.3	2,626	885	33.7	34.6	2,113	343	16.2	38.8
	小計	87,927	24,424	27.8	89.3	76,156	18,073	23.7	74.0	70,011	15,851	22.6	87.7
固定資産税	土地	21,886	6,321	28.9	89.4	21,676	6,252	28.8	98.9	23,643	9,645	40.8	154.3
	家屋	28,963	8,365	28.9	91.0	27,569	7,952	28.8	95.1	32,093	13,092	40.8	164.6
	償却資産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	50,849	14,686	28.9	90.3	49,245	14,204	28.8	96.7	55,736	22,737	40.8	160.1
軽自動車税		3,307	870	26.3	111.3	3,233	1,013	31.3	116.4	3,374	785	23.3	77.5
都市計画税	土地	2,180	629	28.9	88.3	2,122	613	28.9	97.5	2,368	964	40.7	157.3
	家屋	2,146	619	28.8	90.4	2,075	599	28.9	96.8	2,369	964	40.7	160.9
	小計	4,326	1,248	28.8	89.3	4,197	1,212	28.9	97.1	4,737	1,928	40.7	159.1
一般会計の計		146,409	41,228	28.2	148.2	132,831	34,502	26.0	148.2	133,858	41,301	30.9	148.2
国民健康保険税	一般	218,665	41,108	18.8	102.8	210,147	38,082	18.1	92.6	195,877	39,299	20.1	103.2
	退職	3,697	590	16.0	22.5	3,517	1,042	29.6	176.6	2,583	983	38.1	94.3
	小計	222,362	41,698	18.8	97.9	213,664	39,124	18.3	93.8	198,460	40,282	20.3	103.0
合計		368,771	82,926	22.5	93.8	346,495	73,626	21.2	88.8	332,318	81,583	24.5	110.8

つづく

年度		2				3			
税目	区分	調定額	収入済額	収納率	収入額	調定額	収入済額	収納率	収入額
		A	B	B/A	対前年比	A	B	B/A	対前年比
町民税	個人	67,184	19,366	28.8	124.9	59,843	16,376	27.4	84.6
	法人	2,586	481	18.6	140.2	4,295	2,209	51.4	459.3
	小計	69,770	19,847	28.4	125.2	64,138	18,585	29.0	93.6
固定資産税	土地	18,001	6,701	37.2	69.5	14,825	5,577	37.6	83.2
	家屋	25,791	9,600	37.2	73.3	20,964	7,886	37.6	82.1
	償却資産	6,144	2,287	37.2	—	9,002	3,386	37.6	148.1
	小計	49,936	18,588	37.2	81.8	44,791	16,849	37.6	90.6
軽自動車税		3,784	892	23.6	113.6	3,763	931	24.7	104.4
都市計画税	土地	2,328	863	37.1	89.5	1,838	689	37.5	79.8
	家屋	1,904	707	37.1	73.3	1,912	717	37.5	101.4
	小計	4,232	1,570	37.1	81.4	3,750	1,406	37.5	89.6
一般会計の計		127,722	40,897	32.0	99.0	116,442	37,771	32.4	92.4
国民健康保険税	一般	175,523	40,561	23.1	103.2	154,519	33,186	21.5	81.8
	退職	1,581	653	41.3	66.4	915	156	17.0	23.9
	小計	177,104	41,214	23.3	102.3	155,434	33,342	21.5	80.9
合計		304,826	82,111	26.9	100.6	271,876	71,113	26.2	86.6

6 令和4年度納期一覧表

月別	税目	期別	納付期限
4月	固定資産税・都市計画税	1期	5月2日
5月	軽自動車税	全期	5月31日
6月	町県民税	1期	6月30日
7月	固定資産税・都市計画税	2期	8月1日
	国民健康保険税	1期	
8月	町県民税	2期	8月31日
	国民健康保険税	2期	
9月	国民健康保険税	3期	9月30日

月別	税目	期別	納付期限
10月	町県民税	3期	10月31日
	国民健康保険税	4期	
11月	国民健康保険税	5期	11月30日
12月	固定資産税・都市計画税	3期	12月26日
	国民健康保険税	6期	
1月	町県民税	4期	1月31日
	国民健康保険税	7期	
2月	固定資産税・都市計画税	4期	2月28日
	国民健康保険税	8期	

V その他

1 税務証明書等の取扱件数

(単位：件)

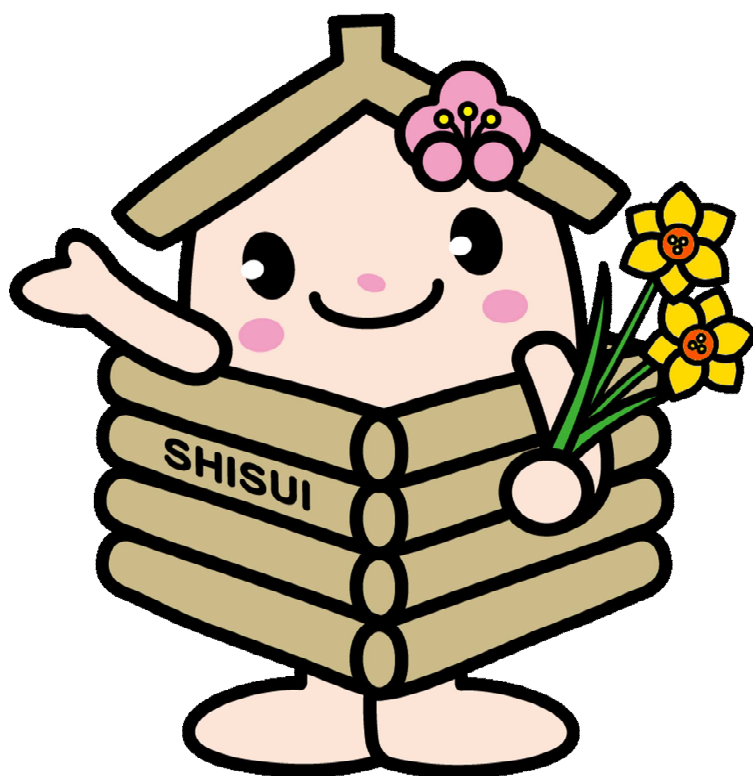
種類		年度	29	30	元	2	3
有料	所得証明		920	677	605	486	510
	課税証明		1,707	1,454	970	847	979
	非課税証明		1,368	1,081	785	589	806
	住民税証明		475	529	528	473	522
	評価証明		441	367	444	396	427
	資産証明		0	0	0	0	0
	公課証明		251	246	241	230	247
	納税証明		586	597	552	554	545
	閲覧		234	202	192	217	249
	住宅用家屋証明		48	97	68	71	65
その他		19	11	37	61	15	
小計			6,049	5,261	4,422	3,924	4,365
無料	標識交付		188	212	194	193	208
	廃車申告		202	185	199	215	206
	軽自納税証明		476	425	484	477	483
	その他		31	33	66	70	54
	小計		897	855	943	955	951
合計			6,946	6,116	5,365	4,879	5,316

2 町税徴収経費の推移（一般会計）

(単位：千円，%，人)

区分		年度	29	30	元	2	3
収入源	町税 A		2,999,259	3,032,271	3,016,944	3,055,949	2,900,923
	県民税		712,685	716,856	704,144	716,960	682,586
	合計 B		3,711,944	3,749,127	3,721,088	3,772,909	3,583,509
徴税费	人件費	基本給	44,763	43,321	41,491	41,606	41,342
		諸手当	25,828	23,555	24,284	22,652	22,584
		1 超過勤務手当	0	0	0	0	0
		2 税務特別手当	0	0	0	0	0
		3 その他の手当	25,828	23,555	24,284	22,652	22,584
		その他	14,371	14,032	13,306	16,521	17,504
	小計	84,962	80,908	79,081	80,779	81,430	
	需用費	旅費	0	0	0	82	150
		賃金	1,188	2,112	2,323	0	0
		その他	16,793	17,315	17,130	18,046	17,879
小計	17,981	19,427	19,453	18,128	18,029		
その他	37,733	30,773	56,294	37,780	39,488		
合計 C	140,676	131,108	154,828	136,687	138,947		
県民税徴収取扱費 D			33,272	34,455	34,262	34,616	33,159
E (C - D)			107,404	96,653	120,566	102,071	105,788
収入額に対する徴税费の割合	C / B		3.8	3.5	4.2	3.6	3.9
	E / A		3.6	3.2	4.0	3.3	3.6
徴税職員数			13	13	13	13	14
職員一人当たり人件費			6,536	6,224	6,083	6,214	5,816

資料：課税状況等調書第39表



酒々井町マスコットキャラクター
井戸っこ（しすいちゃん）

税務概要（令和5年1月）

発行・編集／酒々井町税務住民課
〒285-8510
印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地
TEL 043 (496) 1171(役場代表)
FAX 043 (496) 4541
E-mail zeimu@town.shisui.chiba.jp